

災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に 必要な内容と参考事例

令和8年(2026年)3月27日(金)14:10~15:10

オンライン(録画)

東北大学 大学院歯学研究科 災害・環境歯学研究センター 特任講師
東京科学大学 大学院 救急災害医学分野/歯科公衆衛生学分野 非常勤講師
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部・日本大学松戸歯学部 非常勤講師
日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人

中久木 康一
nakakuki@biglobe.jp

災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に 必要な内容と参考事例

- 国全体での動向
- 過去の作成例
- 内容の参考例
- その他

災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に 必要な内容と参考事例

- 国全体での動向
- 過去の作成例
- 内容の参考例
- その他

国の動向

- 東日本大震災以降の国単位での災害時の歯科保健医療の体制整備
- 能登半島地震を経た現状
 - 保健医療福祉活動チーム
 - 令和7年7月の災害関連法規改正
 - D24Hの活用の通知

災害時の歯科保健医療の課題

個人の口腔衛生管理環境が整わない

水、洗口所、口腔ケア用品、意欲
 病院や施設における環境が整わない
 水、口腔ケア用品、スタッフ
 口腔機能が維持しにくくなる
 運動量、会話量

歯科保健提供体制の縮小・崩壊

自治体(保健所・保健センター)の体制
 業務委託先の体制
 (移動困難による参加困難)
 口腔健康管理が困難

歯科医療提供体制の縮小・崩壊

歯科診療所の稼働
 (移動困難による通院困難)

口腔健康管理/口腔機能管理

清潔を保って
 疾病予防!

口腔健康/機能管理

口腔ケア 歯科治療 口腔体操

しっかり噛んで
 飲み込める!

口腔内細菌 増殖予防

歯科疾患の予防

口腔内の感染症の予防

唾液分泌量/筋力維持

適切な咀嚼/摂食/嚥下
 機能維持
 (適切な栄養摂取可能な状態)

肺炎/続発症予防・適切な栄養摂取

【寄稿】能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続
 2025.04.08 医学界新聞: 第3572号, https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572_05

日本災害歯科保健医療連絡協議会 ※平成27年4月設置

<目的>

大規模震災後の避難所・仮設住宅、被災者等への歯科保健医療の提供は、(急性期から慢性期)に至るまで、様々な歯科関係職種の**継続的な支援**が必要である。

そのため、日本歯科医師会主導の下、**歯科関係団体同士の連携**や災害対応に関する**認識の共通化**を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の**情報集約**や**共有**を促し、有事に際して**国や都道府県との連携調整**を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を**迅速に効率よく**行うべく、協議していく。

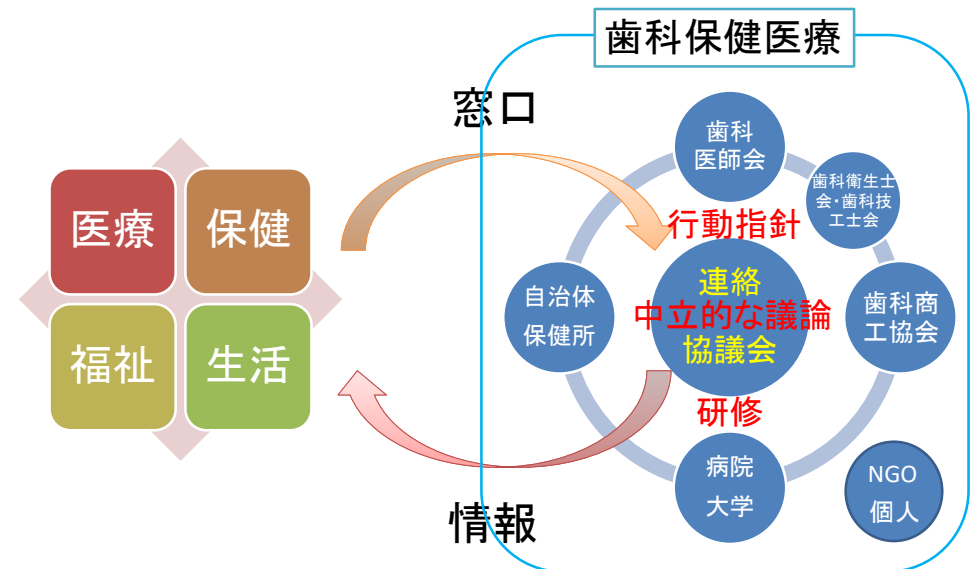
<参画団体>

- ①日本歯科医師会
- ②日本歯科医学会
- ③日本私立歯科大学協会
- ④国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
- ⑤全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議
- ⑥日本病院歯科口腔外科協議会
- ⑦日本歯科衛生士会
- ⑧日本歯科技工士会
- ⑨全国行政歯科技術職連絡会
- ⑩日本歯科商工協会

※オブザーバー: 内閣府、厚生労働省、日本医師会(JMAT関係者)、防衛省ほか

日本災害歯科保健医療連絡協議会

2015年4月～



行動指針



共通書式



災害歯科保健医療 標準テキスト



JDAT 活動要領



JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム)

(下線、太字は追記)

【目的・趣旨】 (抜粋)

JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

大規模災害時には、公益社団法人日本歯科医師会 (以下、「日本歯科医師会」という。) が基幹事務局となり組織する日本災害歯科保健医療連絡協議会 (以下、「連絡協議会」という。) として、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚生労働省からの要請に基づき JDAT を派遣し、被災地域に人的支援や物資の支援等を行う。

JDAT活動要領2025年3月(第2版) https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v02.pdf



- JDAT (日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



歯科相談 応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた
- 食事が食べにくい、むせる



歯科保健活動

歯や口のお困りごとを確認し、災害時の生活における工夫の仕方を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



【集団】 お口の 健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和



地域の歯科医療 提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

<連絡先> **歯科医師会 ***-**-****

災害歯研 Ver1.2(202504)

災害時の歯科の活動

応急歯科診療



口腔ケア



応急歯科診療

歯科保健活動

(口腔清掃の啓発・指導／口腔ケア／口腔機能・健康管理)

歯科の新常識「災害時の歯科活動」, LION Dent.File vol.57, 2025May

日本災害時公衆衛生歯科研究会HPに転載許可を得て転載 <https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

JDAT チーム構成・期間のイメージ

【構成(例)】

歯科診療所休診時期(活動開始時)

歯科医療救護チーム

歯科医師2、事務職1
歯科医師2、歯科衛生士1、歯科技工士1



歯科診療所再開時期

歯科保健支援チーム

歯科医師2、歯科衛生士2



歯科保健支援チーム

歯科医師1、歯科衛生士2~3

【期間(例)】 4日間程度/チーム

月	火	水	木	金	土	日
	チームA		引継		チームB	引継
		チームC		引継		チームD

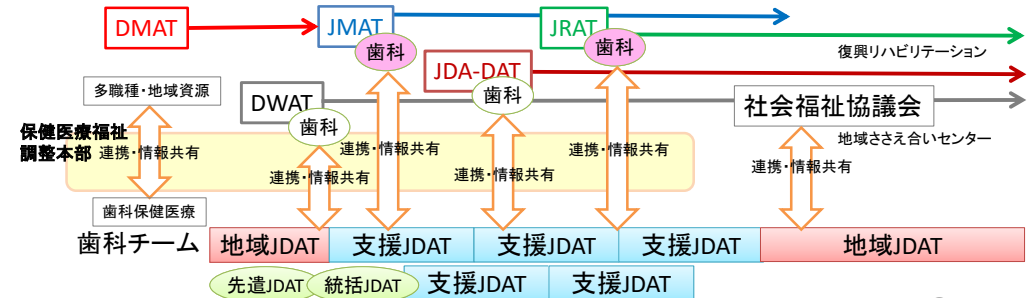
© 2024 DPHD

保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携

超急性期 → 急性期 → 亜急性期 → 慢性期

歯科のフェーズ	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期
歯科のフェーズ	歯科支援開始 (必要時、歯科救護所設置)	医療ニーズから 保健フェーズへ	医療ニーズから 保健フェーズへ	歯科診療所再開 仮設歯科診療所開設(必要時) 避難所集約・ 仮設住宅へ移行
被災地での 歯科対応	応急歯科診療 口腔衛生管理、 口腔感染症・災害関連疾病(誤嚥性肺炎)予防	地域歯科医療再開 口腔保健指導	地域歯科医療再開 口腔保健指導	地域歯科保健の 再構築

保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携 ※ 概念図であり、タイミングはこの限りではありません



© 2024 DPHD

市町村への歯科保健医療“県外”支援

	県内	県外	県外 人的派遣調整	県外 派遣単位
東日本大震災	歯科支援チーム (全国)		厚労省/日歯	1W
平成28年熊本地震	口腔機能支援チーム (九州沖縄山口)		福岡県歯 (ブロック幹事県歯)	1W(ただし前 後2チーム)
平成29年九州北部豪雨	歯科チーム (3大学)			
平成30年7月豪雨	歯科チーム		(県内)	
北海道胆振東部地震	歯科チーム (2大学)		被災県歯	日帰り
令和元年台風15・19号	歯科チーム			
令和2年7月豪雨	歯科チーム			
令和6年能登半島地震	JDAT (全国)		日歯	多種多様

防災基本計画 令和5年5月 P73~74

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

2 医療活動 (2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣

○都道府県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、**日本災害歯科支援チーム(JDAT)**、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

※改正前の記載は「日本歯科医師会」

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医政地発0331第14号
令和5年3月31日

災害時における医療体制の構築に係る指針 P98

最終改正 医政地発0629第3号
令和5年6月29日

- 第1 災害医療の現状
- 2 災害医療の提供

厚生労働省医政局地域医療計画課長

(6) 保健医療活動チーム

災害が沈静化した後においても、被災地の医療提供体制が復旧するまでの間、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、様々な保健医療活動チーム(日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、日本災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)、その他の災害医療に係る保健医療活動を行うチーム)が、DMAT、DPATとも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。

© 2024 DPHD

地方公共団体における歯科保健医療業務指針

令和6年4月1日 適用

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

2 地域歯科医療提供体制の構築について

(6) 災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めることまた、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

第二 市町村における歯科保健業

2 歯科保健事業等の実施について

(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の(1)~(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

https://www.mhlw.go.jp/content/001267309.pdf

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年法律第95号)第12条第1項

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(R6年度~)

(下線は追記)

第六 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

三 大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項

災害発生時には、避難生活等における口腔内の清掃不良等によりリスクが高くなる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要であり、平時から国民や歯科口腔保健の関係者に対して、災害時における歯科口腔保健の重要性について普及啓発活動に努める必要がある。

また、地方公共団体においては、大規模災害時に必要な歯科保健サービスを提供できる体制構築に平時から努める必要があり、災害時に対応できる歯科専門職や災害発生時の歯科保健活動ニーズを把握する人材の育成に努めるとともに、地域の職能団体等の関係団体と連携するように努めることとする。なお、大規模災害時の歯科口腔保健等に関する活動の指針等を策定する等の対応を行うことが望ましい。

【官報】歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(厚生労働省告示第289号)

保健・医療・福祉の活動チームによる支援(主なもの)



DMAT現場活動(患者搬送)

DMAT (ディーマット: 災害派遣医療チーム)
Disaster Medical Assistance Team

医療



保健師による避難所巡回(輪島市)

DPAT (ディーパット: 災害派遣精神医療チーム)
Disaster Psychiatric Assistance Team

心理



1,5次避難所内に設置したDWA Tによる「なんでも福祉相談コーナー」

JMAT (ジェイマット: 日本医師会災害医療チーム)
Japan Medical Association Team

医療

JDAT (ジェイダット: 日本災害歯科支援チーム)
Japan Dental Alliance Team

歯科

DHEAT (ディーヒート: 災害時健康危機管理支援チーム※) ※保健所等の指

保健

DWAT (ディーワット: 災害派遣福祉チーム)
Disaster Welfare Assistance Team

福祉

JRAT (ジェイラット: 一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会)
Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team

リハ

JDA-DAT (ジェイディーエーダット: 日本栄養士会災害支援チーム)
The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team

栄養

DICT (ディーアイシーティー: 災害時感染制御支援チーム)
Disaster Infection Control Team

日赤救護班 (日本赤十字社)

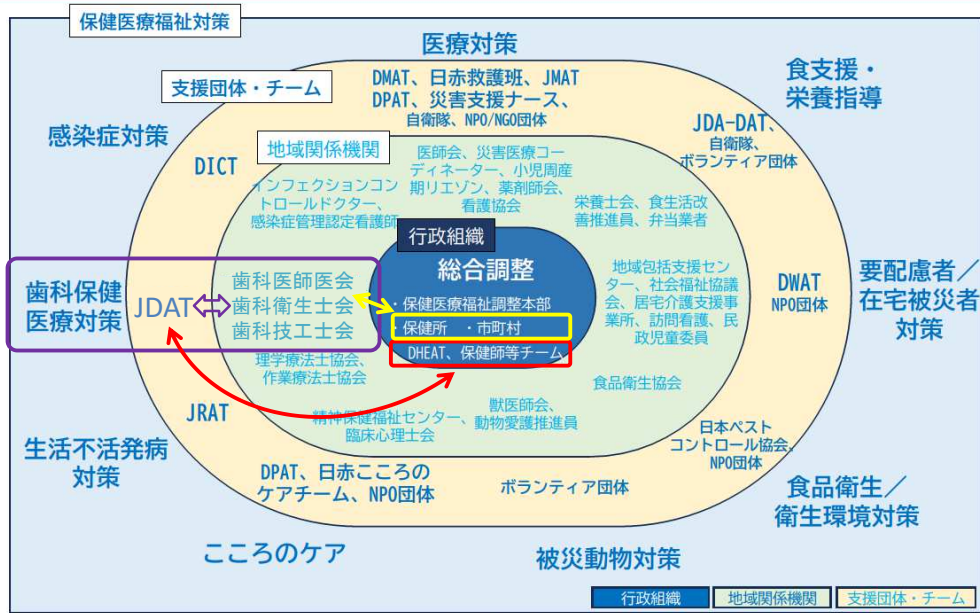
保健師等チーム (自治体職員)

等

保健

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、
「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

災害時の主な保健医療福祉活動（施策）と関係団体【例】



出典：DHEAT活動ハンドブック（第2版）（令和5年3月）67頁より引用・編集

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

6

災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチーム（例）



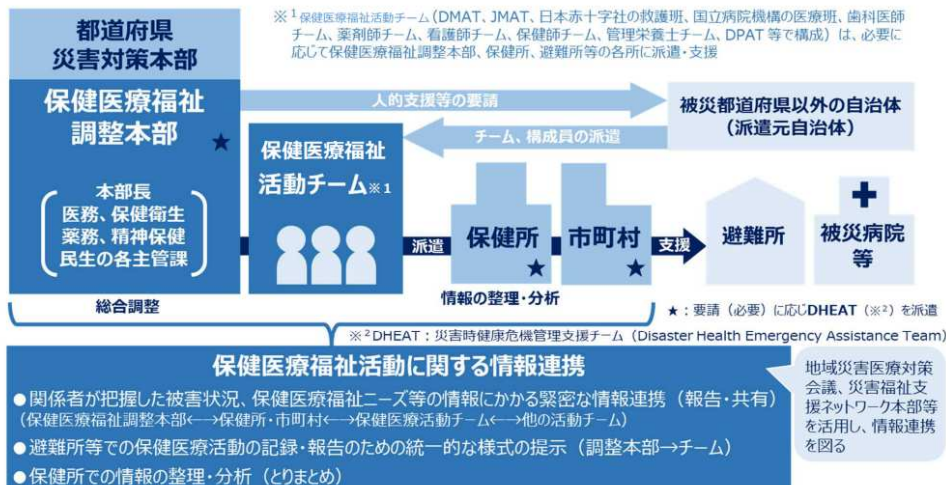
各チーム団体での派遣に向けた準備

災害時の保健医療福祉に関する横断的な支援体制の構築について、「令和6年度健康危機における保健活動推進会議」令和7年1月21日

8

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

- 大規模災害が発生した場合には、被災都道府県は速やかに、都道府県災害対策本部の下に、**保健医療福祉調整本部を設置**する。（既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えない）
- 保健医療福祉調整本部は、●保健医療福祉活動チーム^(※)の派遣調整●保健医療福祉活動に関する情報連携●保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を一元的に実施し、保健医療福祉活動を総合調整する体制を整備する。



【行政説明資料1】大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化等について、令和7年度保健師中央会議プログラム、令和7年8月29日、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_61132.html

2

(参考) 災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)

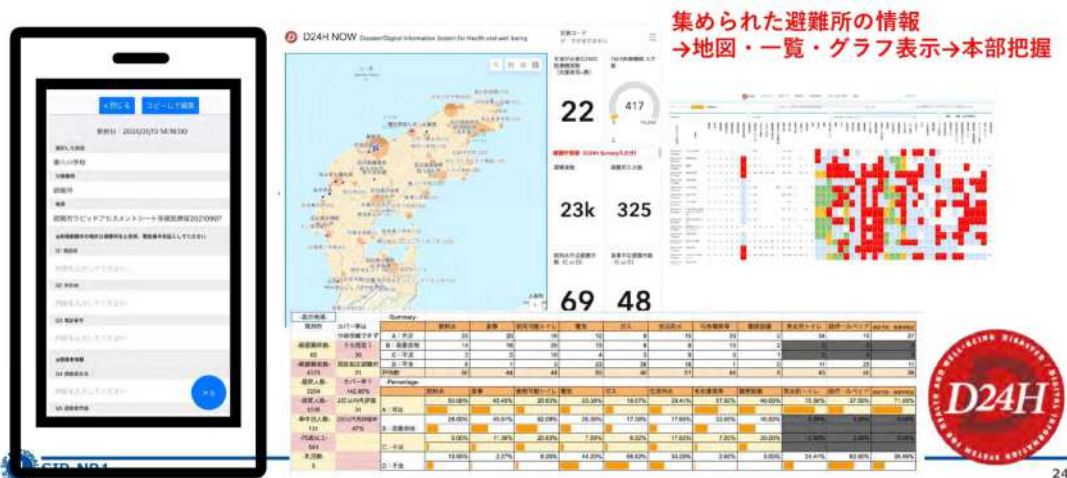
- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新統合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。
- 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- 保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援している。



【資料2】災害医療・新興感染症医療に関するワーキンググループの議論の進め方について、厚生労働省医政局地域医療計画課、第1回災害医療・新興感染症医療に関するワーキンググループ、2025年12月18日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65318.html

19

D24H 令和6年能登半島地震



市川 学(芝浦工業大学 システム理工学部), 教育講演 3 保健 / 医療 / 福祉をつなぐD24H, 日本災害看護学会 第27回年次大会, 国立オリンピック記念青少年総合センター, 2025年9月7日

D24Hの活用範囲

D24Hを活用する機関等については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(通知)等を踏まえて設定し、各団体にIDとパスワードを付与

属性	団体等名称
国	・厚生労働省職員 (大臣官房厚生科学課、医政局、医薬局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)、内閣府 (防災)、他省庁の職員 (経産省、国交省、農水省等)
都道府県保健医療福祉調整本部	県庁の職員 (防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、業務主管課、精神保健主管課、民生主管課) ※「災害時の福祉支援体制の整備について」平成30年5月31日社説発 0531 第1号厚生労働省社会・援護局長通知に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。
保健所・DHEAT、市町村	・保健所の職員 ・災害医療コーディネーター ・災害薬事コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン ・市町村 (保健所と連携)
保健医療福祉活動チーム等	・災害派遣医療チーム (DMAT) ・日本医師会災害医療チーム (JIMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構の医療班 ・全日本医療支援班 (AMAT) ・日本災害歯科支援チーム (JDAT) ・薬剤師チーム ・看護師チーム (被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む) ・保健師等チーム ・管理栄養士チーム ・日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム (DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT) ・災害派遣福祉チーム (DWAT)、災害時感染制御支援チーム (DICT) ・その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム ・中間支援団体 (JVORDを想定)

大規模災害時における「災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)」の活用について(周知) <https://www.mhlw.go.jp/content/001463038.pdf>

口腔保健アセスメント(1/4)

1. 【歯科保健医療の確保】

Q1. 受診可能な近隣の歯科など
ある
ない
不明

Q2. 巡回歯科チーム
ある
ない
不明

2. 【口腔清掃などの確保】

Q3. 歯磨き用の水
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q4. 歯磨きの場所
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明



口腔保健アセスメント(2/4)

3. 【口腔清掃用具などの確保】

Q5. 歯ブラシ(成人用)
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q6. 歯ブラシ(乳幼児用)
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q7. 歯磨き剤
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q8. うがい用コップ
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q9. 義歯洗浄剤
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明

Q10. 義歯ケース
充分足りている
まあまあ足りている
やや足りない
補充が必要である
不明





4. 【口腔清掃や介助などの状況】

<p>Q11. 歯磨き</p> <p>概ねしている まあまあしている あまりしていない ほぼしていない 不明</p>	<p>Q12. 義歯清掃</p> <p>概ねしている まあまあしている あまりしていない ほぼしていない 不明</p>	<p>Q13. 乳幼児の介助</p> <p>概ねしている まあまあしている あまりしていない ほぼしていない 不明</p>	<p>Q14. 障害児者・要介助者の介助</p> <p>概ねしている まあまあしている あまりしていない ほぼしていない 不明</p>
--	---	---	---



5. 【歯や口の問題の訴え】

<p>Q15. 痛みがあるもの</p> <p>ある ない 不明</p>	<p>Q17. 義歯紛失や義歯破折</p> <p>ある ない 不明</p>	<p>Q19. 食事などで不自由な者</p> <p>ある ない 不明</p>
<p>Q16. 上記ある場合の人数</p>	<p>Q18. 上記ある場合の人数</p>	<p>Q20. 上記ある場合の人数</p>
<p>Q21. 閉鎖申請</p>	<p>Q22. メモ</p>	<p>Q23. 緊急事項</p>

歯科／集団・迅速

災害時避難所等
口腔保健アセスメントシート

項目

基本情報

対象者	避難者数 高リスク者数
(1) 歯科医療	歯科保健医療の確保状況
(2) 環境	水・洗口場の確保状況
(3) 用具	歯ブラシ・歯磨剤の確保状況
(4) 行動	口腔衛生行動介助の有無
(5) 症状	痛みや不自由さの有無

その他

http://jsdphd.umin.jp/

項目	確認項目 (歯医者が歯科保健医療の確保状況を確認する)	評価	確認事項 (事例)
(1) 歯科保健医療の確保	1. 災害時対応可能な歯科医師・歯科衛生士が確保されているか 2. 歯科診療スペースが確保されているか	○ △ ×	1. 歯科医師が確保されていること 2. 歯科診療スペースが確保されていること
(2) 口腔清掃	3. 歯磨剤の確保 4. 歯ブラシの確保	○ △ ×	3. 歯磨剤が確保されていること 4. 歯ブラシが確保されていること
(3) 口腔清掃用具等の確保	5. 歯磨剤の確保 6. 歯ブラシの確保 7. 歯磨剤の確保	○ △ ×	5. 歯磨剤が確保されていること 6. 歯ブラシが確保されていること 7. 歯磨剤が確保されていること
(4) 口腔清掃中の介助	8. 歯磨剤の確保 9. 歯ブラシの確保 10. 歯磨剤の確保	○ △ ×	8. 歯磨剤が確保されていること 9. 歯ブラシが確保されていること 10. 歯磨剤が確保されていること
(5) 歯や口の問題・高リスク者の状況	11. 歯や口の問題 12. 歯や口の問題 13. 歯や口の問題	○ △ ×	11. 歯や口の問題が確認されていること 12. 歯や口の問題が確認されていること 13. 歯や口の問題が確認されていること

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要



趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

1 国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法において「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



2) 広域避難の円滑化

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者支援協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者支援に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者支援協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



4) 防災DX・備蓄の推進

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

3 インフラ復旧・復興の迅速化

- 1) 水道復旧の迅速化
 - 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。
- 2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進
- 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例



令和6年能登半島地震におけるDWATの展開

- 初動
- 1月1日 発災
 - 1月2日 石川県庁 石川県DWATチームへ派遣に係る調査
 - 1月4日 厚労省、石川県、全社協によるとオンライン会議
 - 1月5日 石川県から全都道府県へDWAT派遣要請
 - 1月6日 全社協、石川県庁入り 活動方針検討
 - 1月8日 DWATチーム活動開始



- 活動期間 1月6日～6月30日
- 活動人数 のべ1,573名(6,097人日)
- ※全都道府県のDWATチームが展開した初の実践
- 1～3月1.5次避難所 596人(2,504人日) 中能登、奥能登 809人(3,030人日)
- 4～6月1.5次避難所 168人(563人日) (中能登地域はオンコール体制)

【DWATの活動例】

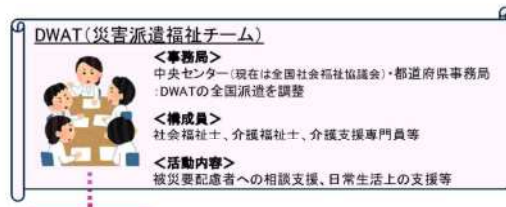
- ①認知症高齢者を抱える家族が避難所で孤立化している状況をDWATが把握したことで、地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供に繋がった。
- ②障害児が避難所内でパニックを頻発し、母子が孤立するなか、DWATが提案して、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。
- ③避難所内で対立する住民同士間にDWATが仲立ちし、居移移転の共同作業を進めることで、支えあう関係を構築した。など

7

資料2 災害時の被災者支援との連携について、第7回地域共生社会の在り方検討会議、厚生労働省社会・援護局，令和6年12月26日（木）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48043.html

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
 - これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難者で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
- ※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応（令和7年7月1日施行）



	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所	拡大 (法改正)	拡大 (ガイドライン改訂)
在宅・車中泊 ※		

(参考) 災害救助法 (昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)
第四条 第二全項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び仮設仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被褥、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の検出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 被災した住宅に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
- 八 生活用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の救済、避難所の生活環境その他の避難者の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び適切な居住性の確保、当該避難所に給与する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

11

資料1 災害に備えた福祉的支援体制について、第30回社会保障審議会福祉部会、厚生労働省社会・援護局，令和7年10月21日
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64916.html

令和7年7月1日 施行 災害救助法施行令(新)

- (医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)
- 第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。
- 一 医師、**歯科医師**又は薬剤師
 - 二 **栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士**又は**歯科技工士**
 - 三 **保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師**又は**児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者**

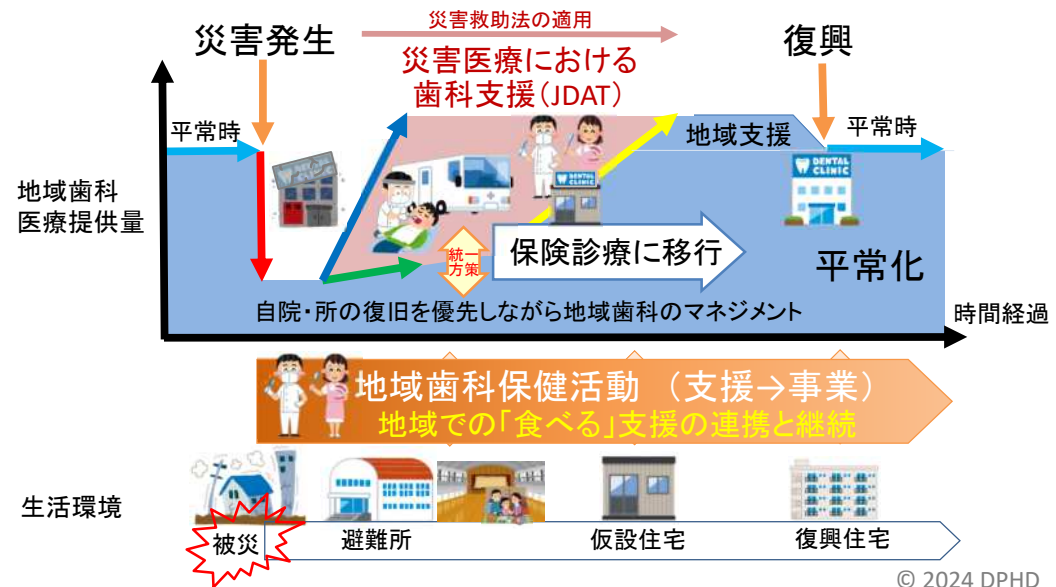
歯科保健医療における時間経過ごとの問題点と活動

保健医療活動におけるフェーズ	0 初動体制の確立	1 緊急対策	2 応急対策 (避難所対策中心)	3 応急対策 (仮設住宅入居まで)
時期(目安)	発災~24時間	24~72時間以内	4日目~1.2か月?	1.2か月?~
歯科的 問題点	物資・環境 ●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	●口腔衛生用品の不足 ●うがい水と洗面所の不足 ●口腔衛生状態の悪化 ●義歯の清掃不良	
	疾患・状態 ●口腔領域の外傷 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥	●口腔領域の外傷 ●義歯紛失・破損 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥	●義歯不適合・義歯性潰瘍 ●歯肉炎や粘膜炎 ●口腔の乾燥 ●食べる機能の低下	●食べる機能の低下
医療提供		●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保	●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保	●歯科医療・治療の確保 ●口腔ケア・介助の確保
歯科保健 医療活動	物資・環境 ●口腔衛生用品の提供	●口腔衛生用品の提供、説明 ●口腔清掃の環境整備	●口腔衛生用品の提供、説明 ●口腔清掃の環境整備	
	疾患・状態 ●(●)応急歯科診療	●口腔ケアの啓発 ●応急歯科診療	●口腔ケアの啓発 ●口腔機能の向上訓練 ●歯科健康相談、指導 ●食形態の確認・支援 ●応急歯科診療	●口腔ケアの啓発 ●口腔機能の向上訓練 ●歯科健康相談、指導 ●応急歯科診療の支援
	医療提供	●口腔ケア ●応急歯科診療	●口腔ケア ●応急歯科診療	●口腔ケアの支援 ●応急歯科診療

歯科の新常識「災害時の歯科活動」, LION Dent.File vol.57, 2025May より改変
 日本災害時公衆衛生歯科研究会HPIに転載許可を得て転載 <https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

支援活動の移行

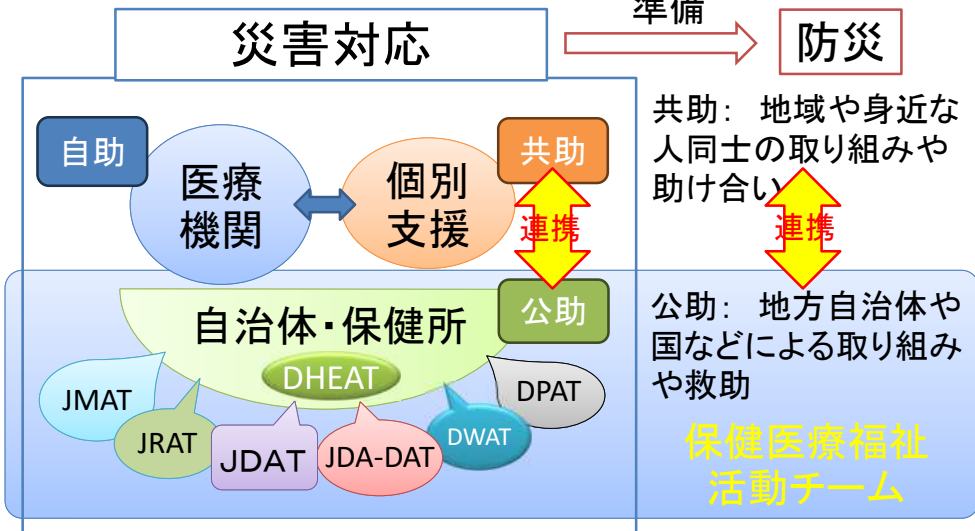
(災害医療→保険医療, 支援活動→地域事業)



© 2024 DPHD

災害保健医療支援における関係者

準備 → 防災



支援: 共助や公助では足りない部分も含め、外部から補い支えるもの

災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に 必要な内容と参考事例

- 国全体での動向
- 過去の作成例
- 内容の参考例
- その他

計画(指針)、マニュアル(行動)

都道府県における 災害時の歯科保健医療活動 指針／ガイドライン／マニュアル

- 兵庫県「兵庫県災害時歯科保健医療活動指針」, 令和7年3月31日,
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/saigaiishika.html>
- 東京都「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」, 令和7年3月改訂
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/shiryo/saigaijigaidorain
- 神奈川県「災害時歯科保健医療支援対応マニュアル」, 令和3年7月,
https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/document/kanagawa_saigaijishien_manual.pdf
- 愛知県「愛知県災害時 歯科保健医療活動ガイドライン」, 令和5年5月,
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/463244.pdf>
- 北海道「災害時の歯科保健医療活動～道立保健所歯科専門職のための
の手引き～」, 令和2年2月
- 愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～, 平成
29年12月(修正令和5年3月),
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/documents/202303.pdf>

災害時の 歯科保健医療活動指針

目次

I 本指針の趣旨	
1 指針改訂の背景	1
2 本指針について	2
II 災害時の歯科保健医療活動概論	
1 災害時の歯科保健医療活動の目的	2
2 被災後に起こりやすい口腔の変化と誤嚥性肺炎のリスク	2
3 災害時の歯科保健医療活動	2
4 災害時歯科保健医療体制における行政の役割と歯科関係団体との連携	3
5 情報収集と伝達	4
III 各フェーズの歯科保健医療活動	
1 災害時における歯科保健医療活動の流れ	6
2 フェーズごとの活動	7
IV 受援調整の体制整備	
1 受援の考え方	13
2 必要な人的・物的資源の把握と検討	14
V 平時における災害時歯科保健医療体制の整備	
1 災害時歯科保健医療活動に係る計画、指針、連携体制等の整備	15
2 災害時の保健医療福祉連携対策に係る会議への参画	17
3 災害時歯科保健医療活動に係る研修及び訓練の実施	17
4 災害時の口腔衛生に係る普及啓発	17

令和7年3月31日

兵庫県保健医療部
健康増進課

III 各フェーズの歯科保健医療活動

1 災害時における歯科保健医療活動の流れ

災害後の各フェーズにおける歯科の対応の流れを以下に示す(図3)。



図3: 災害時の歯科支援
「災害時対応要領」に対する多職種連携した「食への支援」体制の構築。「精神的ケアと歯科保健医療活動」をもちに連携

フェーズ0 (概ね災害発生後24時間以内) 初期体制の確立 - 生命・安全の確保 -

災害発生直後は命を守ることを最優先し、確保できる職員数に限りがあることから、災害対策本部等と連携し、効果的に被災情報を集め、組織的に対応する。

県歯科医師会は、会員歯科医療機関の被災情報等を収集し県(本庁)に情報を提供し、県(本庁)は健康福祉事務所を介して市町へ情報を共有する。

市町は、健康福祉事務所を介して、県(本庁)と被災情報等を共有する。

(1) 環境整備と歯科の応急処置への対応 (主にフェーズ0～1の活動)

県(本庁)、市町、健康福祉事務所は、情報を共有するとともに、避難所開設時に必要な口腔衛生用品の手配や、避難所ですぐに利用できる洗面所(洗口所)等の環境整備を図る。また、口腔顎顔面外傷等の応急処置、JDATの支援要請等を検討する。

(2) 歯科保健医療活動 (主にフェーズ2～3の活動)

歯科医療救護所*設置や巡回診療による応急歯科診療や避難所等における口腔健康管理を行い、歯科疾患、誤嚥性肺炎等を予防する。

* 予め病院歯科や地域口腔保健センター、国民健康保険歯科診療所等を歯科医療救護所と取決めておくのが望ましい。

(3) 地域歯科医療従事者への移行 (主にフェーズ3～4の活動)

地域歯科医療従事者に活動を引き継ぐ。ただし、県外JDAT撤収後も、必要に応じて仮設住宅の住民や受診できない要配慮者への支援を中心に、中長期的な歯科保健活動を継続する。

フェーズ 1

(概ね災害発生後72時間以内)

緊急対策

— 生命・安全の確保 —

ライフラインの断絶による衛生状態や栄養状態の悪化に対し、歯科保健の観点から必要な支援・活動を行う。口腔衛生及び感染症予防の観点から避難所における洗口所等の環境整備を図る。

【想定される歯科支援活動】

- ・ 応急歯科診療
- ・ 歯科医療機関の被災と稼働状況の把握
- ・ 避難所等における洗口所等の環境整備・口腔衛生用品の支援
- ・ 要配慮者を優先した口腔健康管理
- ・ 歯科医療救護所の設置（必要に応じて）

(※：～フェーズ4まで継続)

市町が実施すること

- ・ 被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ（歯科含む）の把握*
- ・ 歯科医療機関の被災・稼働状況の共有*
- ・ 歯科相談窓口設置*
- ・ 歯科医療救護所開設の検討*
- ・ 避難所・福祉避難所等への洗口所等の整備・口腔衛生用品の支援*
- ・ 要配慮者の把握ならびに食べる・口腔ケア支援*

健康福祉事務所が実施すること

- ・ 地域保健医療福祉調整地方本部の設置・運営（地域保健医療対策会議の開催等）*
- ・ 歯科医療機関の被災・稼働状況の共有*
- ・ 保健医療ニーズ（歯科含む）の情報収集・把握*
- ・ 歯科医療救護所設置の把握*

県（本庁）が実施すること

- ・ 保健医療福祉調整本部の情報把握*
- ・ 歯科医療機関の被災・稼働状況を確認*
- ・ 被災者の歯科保健医療ニーズの情報収集・課題分析*
- ・ 応援職員（歯科専門職）の派遣（必要に応じて）*
- ・ 歯科保健医療チーム（JDAT兵庫）の派遣要請の検討*

兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針
(令和7年3月31日)

フェーズ 2

(概ね4日目から2週間まで)

応急対策

— 避難所対策が中心 —

応援・派遣保健師、その他の応援職種と連携しながら、歯科保健医療チームによる活動や、物資等の要請について検討する。また、歯科健康調査等を行い、課題を把握した上で活動計画を策定する。

【想定される状況と歯科支援活動】

- ・ 応急歯科診療
- ・ 巡回歯科保健医療活動
- ・ 避難所・地域（施設・在宅）生活者へのアセスメントの実施
- ・ 避難者への口腔健康管理（口腔衛生・口腔機能維持）の啓発活動
- ・ 必要に応じて個別の口腔ケア支援

(※：～フェーズ4まで継続)

市町が実施すること

- ・ 避難所・福祉避難所等への巡回歯科相談の調整*
- ・ 健康調査（歯科含む）の実施* 資料編 No.3(1), 3(2), 3(3)
- ・ 歯科聞き取り調査の実施* 資料編 No.3(4), 3(5)
- ・ 歯科医療救護所開設の準備・運営* 資料編 No.3(4), 3(5)
- ・ JDAT兵庫と他県からの派遣JDAT等の活動調整*

健康福祉事務所が実施すること

- ・ 健康調査（歯科含む）への支援* 資料編 No.2
- ・ 歯科聞き取り調査の実施* 資料編 No.3(1), 3(2), 3(3)
- ・ JDAT兵庫と他県からの派遣JDAT等の活動の把握* 資料編 No.3(4), 3(5)

県（本庁）が実施すること

- ・ 健康調査（歯科含む）への支援* 資料編 No.2
- ・ 歯科聞き取り調査の実施* 資料編 No.3(1), 3(2), 3(3)
- ・ JDAT兵庫の派遣要請・調整*
- ・ 他県からの派遣JDAT等の活動の把握* 資料編 No.3(4), 3(5)

兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針
(令和7年3月31日)

※歯科聞き取り調査
＝施設・避難所等
歯科口腔保健ラ
ピッドアセスメント
(集団・迅速)

※JDAT等の活動の
把握
＝歯科保健医療救
護個別記録票・報
告書(災害時歯科
共通対応記録)

フェーズ 3

(概ね3週間から2か月まで)

応急対策

— 避難所対策から概ね
仮設住宅入居までの期間 —

避難生活の長期化により、二次的な健康問題の発生が予測される。また、避難所の集約、仮設住宅への移行に向かう時期であり、地域歯科医療への移行を視野に入れ方針を更新するとともに、活動計画を策定し、引き続き支援活動を行う。

【想定される状況と歯科支援活動】

- ・ 応急歯科診療
- ・ 地域歯科医療への移行・引継ぎ
- ・ 避難所等における口腔健康管理の継続、多職種連携による食べる支援
- ・ 避難生活によるオーラルフレイル予防

(※：～フェーズ4まで継続)

市町が実施すること

- ・ 仮設住宅等における保健医療ニーズ（歯科含む）の把握*
- ・ 仮設住宅等への歯科支援引継ぎ*
- ・ 市町定例歯科保健事業の再開*

健康福祉事務所が実施すること

- ・ 仮設住宅等における保健医療ニーズ（歯科含む）の把握*
- ・ 市町定例歯科保健事業再開への支援*

県（本庁）が実施すること

- ・ 市町定例歯科保健事業再開への支援*
- ・ 歯科保健医療チーム（JDAT兵庫）活動の検討・見直し*

兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針
(令和7年3月31日)

フェーズ 4

(概ね2か月から1年)

復旧・復興対策期

— 人生の再建・地域の再建 —

仮設住宅への入居や自宅再建による転居が始まり、新たな生活や人間関係の確立に直面し、将来への不安や長期化した避難生活によるストレス、閉じこもり等が課題となる時期である。被災者が生活環境の変化に適応し健康で自立した生活ができるよう、地域歯科医療再開を支援するとともに、受診困難者には中長期的に巡回歯科相談等の活動を継続する。

【想定される状況と歯科支援活動】

- ・ 中長期的な食べる・口腔ケア支援（多職種連携）
- ・ 通院できない被災者への歯科保健医療の支援

市町が実施すること

- ・ 地域歯科保健医療提供体制への支援を検討
- ・ 支援活動のまとめ・検証

健康福祉事務所が実施すること

- ・ 地域歯科保健医療提供体制の検討
- ・ 支援活動の見直しと活動終了時期の検討
- ・ 支援活動のまとめ・検証

県（本庁）が実施すること

- ・ 地域の歯科保健医療支援体制の状況集約・確認
- ・ 状況に応じた歯科保健医療チーム派遣終了時期の検討
- ・ 支援活動のまとめ・検証

兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針
(令和7年3月31日)

災害時の歯科保健医療活動に係る調整の概要

	フェーズ0 (震後発生後4時間以内) 初期体制の確立	フェーズ1 (震後発生後2週間以内) 緊急対策 （避難生活(仮設)）	フェーズ2 (震後21日から1か月まで) 緊急対策 （避難生活(仮設)）	フェーズ3 (震後2か月から3か月まで) 復旧・復興対策 （避難生活(仮設)）	フェーズ4 (震後3か月から1年) 復旧・復興対策 （避難生活(仮設)）
歯科特定支援活動	応急歯科診療 ・歯科医療機関の被災状況の把握	応急歯科診療 ・歯科医療機関の被災状況の把握 ・避難所等における歯科診療の提供 ・避難所等における歯科診療の提供 ・避難所等における歯科診療の提供	応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療	応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療	応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療 ・応急歯科診療
保健医療活動	DMAT ・DMAT ・DMAT	DHAT ・JMAT ・その他医療チーム	保健医療チーム ・JDAT ・JDAT ・JDAT	DWAT ・DWAT ・DWAT	保健医療チーム ・保健医療チーム ・保健医療チーム
市町保健所設置	災害対策本部と情報共有・報告 ①被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援
健康福祉事務所	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援
県歯科医師会	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援	被災状況及び避難所等における保健医療ニーズ (歯科含む) ②歯科医療機関の被災、診療状況 ③被災者の状況 ④食支援

支援活動のまとめ・検証

愛知県災害時
歯科保健医療活動ガイドライン



目次

序章 ガイドライン適用の主題

第1章 災害時の体制整備

第2章 災害時の歯科保健医療活動

第3章 災害時の歯科保健医療活動のポイント

第4章 受援調整の体制整備

資料編1

資料編2

兵庫県 災害時の歯科保健医療活動指針 (令和7年3月31日)

愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン
愛知県保健医療局健康医療部健康対策課, 令和5年5月

(2) フェーズ2からの活動

歯科保健医療活動の開始に向けて、フェーズ0から準備態勢を整えることが重要であるため、歯科保健医療担当職員が初期体制の適切な取組が必要である。

フェーズ0
震後発生 24 時間以内
初期体制の確立

【想定される歯科保健医療に関わるニーズや問題点】

- 行政機関等において歯科保健医療担当者で参集できない可能性
- 罹病者が広域で同時に多発し、歯科医療ニーズが短期間で拡大
- 歯科医療機関の被災、口腔衛生用品の不足

初期体制の構築 (各所属のアクションカード等に沿って、初期体制を構築する。)

歯科保健医療担当者の参集状況

- 様式 A 愛知県庁業務継続計画様式等を活用し、情報共有する。

歯科診療所の被害状況等の確認 (おおよその被害状況で可)

市町村

- 地区歯科医師会から情報を得て、管轄保健所に情報提供する。
- 市町村からの情報を照会し、必要に応じて管轄保健所を通じて県に要請する。

保健所

- 保健医療調整本部内の愛知県歯科医師会等と情報共有する。

果

- 保健医療調整本部内の愛知県歯科医師会等と情報のすり合わせを行う。

避難所の設置状況の確認

市町村

- 避難所、福祉避難所の設置状況、インフラアクセスの可否等を確認し、管轄保健所に情報提供する。
(様式 2 避難所日報等活用)

保健所

- 市町村からの情報を照会し、必要に応じて管轄保健所を通じて県に要請する。

果

- 避難所、福祉避難所の設置状況、インフラアクセスの可否等を確認し、管轄保健所に情報提供する。
(様式 2 避難所日報等活用)

歯科医師チームの派遣要請 (フェーズ1でも可)

市町村

- 地区歯科医師会と協定を締結している場合、歯科医師の派遣要請を検討し、必要に応じて派遣要請を行う。
- 地区歯科医師会の活動のみでは対応できないと判断した場合、管轄保健所を通じて県に要請する。

保健所

- 市町村からの情報を照会し、必要に応じて管轄保健所を通じて県に要請する。

果

- 派遣が必要と判断した場合、「災害時の歯科医療救済に関する協定書」に基づき、愛知県歯科医師会に歯科医師チームの派遣要請を行う。
- 県内の歯科医師チームのみでは対応できないと判断した場合、厚生労働省を通じて、JDAT 派遣要請を行う。

歯科医療救済に係る歯科材料、器材、医薬品の準備・確保 (フェーズ1でも可)

市町村

- 物資の供給が可能か、地区歯科医師会と調整する。
- 供給が困難な場合は、管轄保健所を通じて県に要請する。

保健所

- 市町村からの要請を照会し、必要に応じて愛知県歯科医師会に要請する。

果

- 物資の供給が十分でない判断した場合、「災害用医薬品等の供給に関する協定書」に基づき要請を行う。
- 供給要請は、保健医療調整本部内で調整しながら判断する。

歯科保健ニーズを把握するためのチームの派遣要請 (フェーズ1でも可)

市町村

- 歯科保健ニーズを把握するための歯科医師チームの派遣要請を検討し、必要に応じて愛知県歯科医師会に要請する。

保健所

- 市町村からの要請を照会し、必要に応じて愛知県歯科医師会に要請する。

果

- 要請が被災状況から派遣要請について検討し、必要に応じて愛知県歯科医師会に要請する。
- 派遣要請は、保健医療調整本部内で調整しながら判断する。

歯科保健医療活動をコーディネートする体制の確保 (受援調整)

- 第4章 受援調整の体制整備 (P.32) を参照する。

フェーズ1
震後発生 72 時間以内
避難所・地域の要配慮者に対する歯科ニーズの把握と調整

【想定される歯科ニーズや問題点】

- ライフライン (特に水)、歯科保健医療活動に必要な場所の確保
- 道路が寸断され避難所等にアクセスできない可能性
- 緊急性の高い歯科医療ニーズへの対応 (口腔顎顔面外傷等の応急処置、搬送)
- 口腔衛生状態の悪化、口腔衛生物資等の不足、義歯の紛失・破損等による食事困難
- 誤嚥性肺炎のリスクが高い高齢者・要介護者・障害者等の口腔ケア支援が必要

歯科診療所の被害状況等を確認

- 今後の派遣調整の計画を見え、フェーズ0より詳細に情報収集する。
- 愛知県歯科医師会災害時歯科診療マップ (P.8) により、随時更新されている会員歯科診療所の稼働情報を把握する。

第3章 災害時の歯科保健医療活動のポイント

- ★災害関連被害予防のため、対象別・活動場所別に特徴や活動内容を確認しておく。
- ★口腔と全身との関連から、活動に当たっては多職種連携を図る必要がある。

1 対象別、場所別の活動内容

(1) 対象別の活動内容

区分	特徴・背景	活動内容
乳幼児	1) 口腔・歯肉病のリスク ・乳児低年齢期の幼虫は、夜泣きやぐずった際、周囲に気を通って哺乳びん・スプーン等を入れて飲ませる行為が習慣化する場合があります。重症時の発症率が高くなる。	①知識普及 ②歯みがきやうがい の工夫 ③フック物利用の推奨
学童	1) 口腔・歯肉病のリスク ・食生活による環境変化や心身の疲労により、保護者の口腔衛生に対する意識が低下し、仕上げみがきを始めたばかりの保護者による口腔管理が不十分となる。	※乳幼児と同様
成人	1) 歯肉病のリスク ・災害時は、急激な生活環境の変化やストレス等により、歯肉病が発症しやすい。歯肉病は自覚しにくいため、気付かない間に増悪することが懸念される。 2) 口腔内の清掃不良・保護者の意識低下 ※乳幼児と同様	①知識普及 ②歯科医療の動向・情報提供 ③歯みがきやうがい の工夫

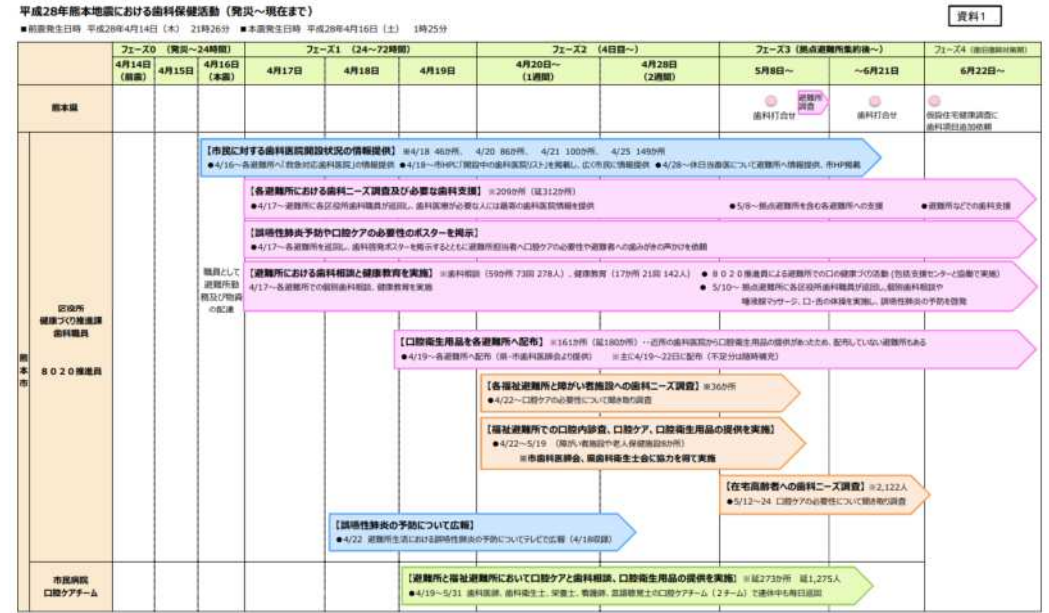
高齢者	1) 口腔・歯肉病のリスク ・救済物資の少ない食生活の摂取により、根面う蝕 (歯の根の面を食う) や歯肉病の発症・悪化が懸念される。 2) 口腔内・義歯の清掃不良 ・水の供給状況、救済物資の種類による影響が懸念される。 ・避難所の集団生活では、人前で義歯を外しにくいため、義歯の清掃が滞りがちな。 3) 義歯の紛失・不適合・破損による影響 ・義歯が入れ合わない・破損した状態では、噛みず飲み込みたり硬い食・物が摂取しにくくなり、栄養不良や消化器障害など、全身状態が悪化する傾向がある。 ・避難生活が長期にわたると、体調の変化や体重の減少に伴う顎骨の吸収や萎縮により、義歯が不適切となりやすい。 ・合わない義歯の使用により、歯肉・口腔粘膜が傷つき、痛みが出たり、義歯性肺炎 (口内炎) ができやすくなる。 ・義歯安定剤を使用する場合は、清掃の徹底が必要となる。 ・義歯がないことで、会話がしにくくなる。 <th>①知識普及 ②歯科医療の動向・情報提供 ③歯みがきやうがい の工夫 ④義歯清掃の移行 ⑤健口体操、唾液腺マッサージの推奨 (動画配信やパンフレットの配布) ⑥食形態・食事環境 の工夫 ⑦誤嚥を防ぐための食事姿勢の注意</th>	①知識普及 ②歯科医療の動向・情報提供 ③歯みがきやうがい の工夫 ④義歯清掃の移行 ⑤健口体操、唾液腺マッサージの推奨 (動画配信やパンフレットの配布) ⑥食形態・食事環境 の工夫 ⑦誤嚥を防ぐための食事姿勢の注意
要介護者	5) 低栄養のリスク ・急性期 (災害発生時から1週間から1か月) 以降は、栄養状態の悪化により抵抗力が減少し、重症の口内炎や歯肉病の発症が多くなる。口内炎等による痛みのため、食事回数が減少し、低栄養につながるリスクがある。	※高齢者の①～④に加え ⑧医療介入の調整 (障がい者の場合、愛知県歯科医師会や歯科医療ネットワークの活用) ⑨専門的口腔ケアの介入の調整 ⑩介護者への指導
障がい者	6) 誤嚥性肺炎のリスク ・療養環境の変化や医療の管理が滞ることにより、免疫、口腔機能が低下する場合があります。かつ口腔衛生不良による口腔内細菌の増殖により、誤嚥性肺炎のリスクが高まる。	⑧高齢者の①～④に加え ⑨医療介入の調整 (障がい者の場合、愛知県歯科医師会や歯科医療ネットワークの活用) ⑩専門的口腔ケアの介入の調整 ⑪介護者への指導
障害者	7) 介護者の意識低下 ・口腔ケア実施にあたっては、スポンジブラシ等の特別な口腔ケア用品や、口腔ケア環境づくりの両方、技術が必要なる場合が多く、時間も要する。 ・介護者自身も被災し、避難生活による環境変化や心身の疲労により、口腔衛生に対する意識が低下し、口腔ケアの介助や実施が不十分となる。	⑧高齢者の①～④に加え ⑨医療介入の調整 (障がい者の場合、愛知県歯科医師会や歯科医療ネットワークの活用) ⑩専門的口腔ケアの介入の調整 ⑪介護者への指導

愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン
愛知県保健医療局健康医療部健康対策課, 令和5年5月

愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン
愛知県保健医療局健康医療部健康対策課, 令和5年5月

市町村における 災害時の歯科保健医療活動 指針／ガイドライン／マニュアル

平成28年熊本地震において熊本市で行われた歯科保健活動



災害時の歯科保健の取組 No.3, 平成 28 年熊本地震での歯科支援に関する意見交換報告, 行歯会だより No.125 (2017年10月), https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No125_201710.pdf

フェーズ毎（発災前から発災後）の歯科保健医療活動

フェーズ0～1（概ね発災発生後 72 時間以内）

初期体制の確立・緊急対応期～生命・安全の確保

1 歯科・口腔ケア活動の体制整備

(1) 活動体制の構築

- 自治体の災害対策本部会議や災害医療コーディネーター会議等への歯科専門職の参画（歯科専門職が配置されていない市町村においては、他自治体職員や県・地域歯科医師会から派遣し、終息まで継続）
- 歯科保健医療活動方針の検討・決定

(2) 活動拠点の確立

- 保健所・保健センター（区役所担当部署）における被災者健康支援活動体制の整備
- 連絡網の確保
- 歯科・口腔ケア支援活動に必要な物品の確認準備
- 避難所等の拠点の情報収集・提供（人数や歯科ニーズ等）
- 避難者の口腔状態の把握及び口腔ケア指導
- 避難所に必要な口腔ケア用具等の把握・配布
- 運営業務の中止・延期等の検討及び通知

※ 実施する担当部署を明確にしておく。

(3) 人材確保

- 歯科医師会、歯科衛生士会との人材確保に係る連絡調整（情報提供及び協力の可否確認）
- 管内歯科医師・歯科衛生士の避難所等での歯科医療・口腔ケア活動への協力の可否確認
- 歯科医療・歯科保健チームの必要性の判断と派遣業務の実施（歯科関係支援者の把握及び活動内容の依頼）
- 歯科医師・歯科保健チームの活動調整（巡回や担当の割り当て等）（管内・管外歯科専門職の連携の上での役割分担）

2 歯科保健対策

- 歯科・口腔に関する緊急対応に必要な課題を抱える避難者の把握と歯科医療受診の調整
 - <把握する避難者情報>
 - 被災及び避難等による口腔内のけが等により治療が必要な方
 - 高齢者や乳児等により食事摂取ができない方
 - 疾病や障がい、虚弱高齢者等、口腔ケア不足により顕微鏡性肺炎等発症のリスクが高い方
 - 摂食・嚥下に関する課題あり、避難所等で出されている食事を摂取できない方
 - <避難所の環境整備>
 - 避難所の水道等利用の可否状況
 - 口腔清掃に必要な救護物資の確認と配布状況の把握
 - 口腔清掃等に関連する救護物資の活用方法や被災者に合わせた配付及び活用方法に関する指導（資料の提供や具体的な配付の実施）
- 避難者が口腔清掃を行うために必要な環境整備
 - 口腔清掃、顕微鏡性肺炎予防の普及啓発（ポスター、パンフレット等の配布）
 - 歯科医巡回の開始

3 歯科医療（救護）対策

- 担当課が地域歯科医師会と連絡をとり、歯科医療機関等の被災状況の確認や情報の共有
 - <把握する歯科医療機関情報>
 - 施設の種類
 - 歯科診療実施の可否→診療可能な歯科医療機関のリスト整理
 - 職員の状態
 - 歯科治療に必要な医薬品の確保状況
- 歯科医療機関（歯科診療所、病院歯科、口腔保健センター等）の被災状況の把握
 - 歯科に緊急対応が必要な被災者への相談窓口の開始（避難所巡回や在宅被災者への訪問）
 - 歯科に緊急対応が必要な住民の医療機関に向けた支援調整（救護の調整も含めた対応）
 - 緊急歯科医療機関の周知（避難所などへの周知）

災害時の歯科保健の取組 No.3, 平成 28 年熊本地震での歯科支援に関する意見交換報告[別添資料], 行歯会だより No.125 (2017年10月), https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No125_201710_appendix.pdf

[防災支援](#)
[Language](#)
[さがす](#)
[緊急情報](#)

ホーム > 分類から探す > 健康・医療・福祉 > 健康・衛生 > 災害時の備えについて～歯やお口の健康も大切です～

災害時の備えについて～歯やお口の健康も大切です～

最終更新日：2024年9月9日 印刷 (60,572人)

災害時にも口腔ケアをしましょう

断水時、飲料水が優先され、貴重な水を歯みがきに使うことがためられます。普段行っていた歯みがきもいつも通りにできるとは限りません。歯みがきができないと、口の中の細菌が増加し健康にも影響を及ぼすことがあります。災害時の口腔ケアはむし歯や歯周病、顕微鏡性肺炎を防ぐために重要です。特に高齢者の顕微鏡性肺炎は全身の健康にも影響するため特に注意が必要です。

非常持ち出し袋に口腔ケアグッズを入れましょう

非常用持ち出し袋に入れておくとよい口腔ケアグッズを紹介します。

- 歯ブラシ
- 液体ハミガキ
- 口腔用ウェットティッシュ（普通のティッシュでもよい）

これらを家族分用意するとよいでしょう。また、キシリトール入りのガムはむし歯になりにくく、嘔むことで唾液も出るため口の中が潤います。ぜひ、非常用持ち出し袋に入れておきましょう。

少ない水で歯みがきができます

水が不足している場合でも、少しの水で歯みがきができます。

- 水を約30mL（大きじ2杯）をコップに用意します。
- その水で歯ブラシを濡らしてから口の中へ入れ、歯みがきはじめます。
- 歯ブラシが徐々に汚れてくるのでウェットティッシュ（なければティッシュ）で歯ブラシの汚れをできるだけふき取り、また歯みがき、これをこまめに繰り返します。

留意事項

連携？整合性

保健医療福祉調整本部の体制



保健医療の対策やマニュアル



歯科保健医療の対策やマニュアル

第3章 県内で大規模災害が発生した場合の活動

(7) 歯科保健

避難所等では、水の使用制限や食生活の変化、劣悪な生活環境等により、体力低下等でインフルエンザ、風邪等の呼吸器疾患や誤嚥性肺炎、むし歯、歯周病の発生、悪化等様々な疾患にかかり易くなるため予防及び口腔機能向上を含めた口腔ケア支援を行う。時間の経過とともに変化する被災者の状況に伴って起こりうる歯科保健医療福祉等のニーズを予測し、被災者の目線に立って支援する。

チェック項目	対策・ケア・保健指導	参照
<input type="checkbox"/> 口腔衛生や口腔機能の低下に配慮が必要な対象者がいる <small>(配慮が必要な者：乳幼児・妊婦・後期高齢者・障害児者・要介護者・糖尿病等の有病者)</small>	<対策> <input type="checkbox"/> 避難所における歯科治療、口腔ケアについては、宮崎県歯科医師会に協力を要請する。 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ、歯磨き粉、歯間ブラシ、糸ようじ、義歯洗浄剤は無料で配布される場合があるので、避難所単位で必要数を取りまとめて連絡をする。 <input type="checkbox"/> 応急歯科診療、歯科診療医療班(巡回歯科診療含む)の活動との連携を図る。	資料 12 <small>「避難所での口腔ケア」</small> 資料 13 <small>「口腔ケアで健康な生活をめざそう」</small>
<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水・洗口場所が不十分である	<看護ケア・保健指導> <input type="checkbox"/> 口腔機能維持、誤嚥性肺炎のリスクアセスメント、栄養士や言語療法士等と協働した摂食・嚥下機能サポートを行う。 <input type="checkbox"/> 支援物資には菓子パン、お菓子も多いので、食べる時間を決めるなどして頻回な飲食を避けるよう働きかける。	参考「日本歯科医師会ホームページ」 <small>・災害に関する情報</small>
<input type="checkbox"/> 口腔清掃状況が不十分である	<input type="checkbox"/> 出来るだけ歯磨きを行い、少量の水でできる“ぶくぶくうがい”を行うよう働きかける。	
<input type="checkbox"/> 歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不自由な者がいる	<input type="checkbox"/> 入れ歯の紛失、破損、歯の痛みなどで食べることに困っている場合には、歯科医療機関を紹介する。	
<input type="checkbox"/> 歯科診療所、巡回歯科チームなどの歯科保健医療体制がない		

宮崎県災害時保健師活動マニュアル

令和6年9月
 宮崎県福祉保健部
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/91950/91950_20240912094912-1.pdf

対策・ケア・保健指導

<対策>

- 避難所における歯科治療、口腔ケアについては、宮崎県歯科医師会に協力を要請する。
- 歯ブラシ、歯磨き粉、歯間ブラシ、糸ようじ、義歯洗浄剤は無料で配布される場合があるので、避難所単位で必要数を取りまとめて連絡をする。
- 応急歯科診療、歯科診療医療班(巡回歯科診療含む)の活動との連携を図る。

<看護ケア・保健指導>

- 口腔機能維持、誤嚥性肺炎のリスクアセスメント、栄養士や言語療法士等と協働した摂食・嚥下機能サポートを行う。
- 支援物資には菓子パン、お菓子も多いので、食べる時間を決めるなどして頻回な飲食を避けるよう働きかける。
- 出来るだけ歯磨きを行い、少量の水でできる“ぶくぶくうがい”を行うよう働きかける。
- 入れ歯の紛失、破損、歯の痛みなどで食べることに困っている場合には、歯科医療機関を紹介する。

宮崎県災害時保健師活動マニュアル 令和6年9月 宮崎県福祉保健部
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/91950/91950_20240912094912-1.pdf

2019年度 災害時の保健活動推進マニュアル (地域保健総合推進事業)

【歯科保健・医療対策のチェック項目と症状】 p.57参照

チェック項目	
歯科保健・医療対策	<input type="checkbox"/> 口腔衛生や口腔機能の低下に配慮が必要な対象者がいる (配慮が必要な者：乳幼児・妊婦・後期高齢者・障害児者・要介護者・糖尿病等の有病者)
	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水・洗口場所が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き剤、コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなど資機材が不足している
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃状況が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不自由な者がいる
	<input type="checkbox"/> 歯科診療所、巡回歯科チームなどの歯科保健医療体制がない

全国保健師長会
災害時の保健活動
推進マニュアル
(令和2年3月)

発行
2020年3月

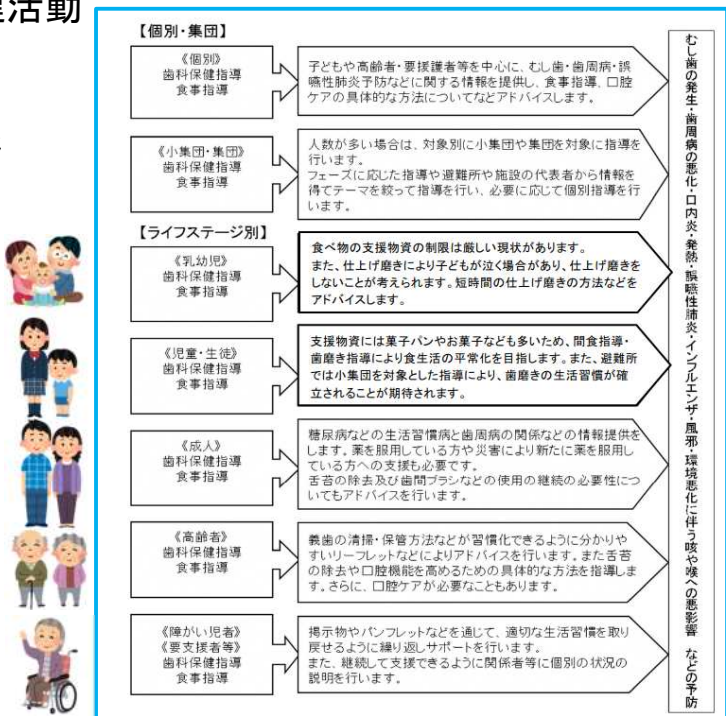
表11 歯科保健におけるフェーズ分類と歯科的問題点

フェーズ	時期 (目安)	歯科的問題点	住民の声
0	発災～ 24時間	・口腔衛生用品不足	・逃げるのに精一杯で義歯を持ち出せなかった ・義歯ケースがなくなった ・逃げる時に転んで顎を打って痛くて食べられない ・歯を磨きたくても水がない ・歯を磨くことを忘れていた 等
1	24～ 72時間以 内	・歯科救護 ・義歯紛失 ・外傷等による歯牙損傷	
2	4日目 ～1か月	・口腔衛生状態悪化 ・義歯清掃管理不良 ・口腔機能低下 ・食事形態による食べ方支援が必要 ・感染予防 ・口腔ケア啓発	・支援物資に子ども用の歯ブラシが見つからない ・歯が痛いので診てくれる歯医者がない ・歯を磨いていないので歯肉が腫れてきた ・口内炎が痛い ・水が冷たくて歯を磨きたくない ・予約していた主治医と連絡が取れない ・お菓子を好きにだけ食べるが、避難所で注意しにくい ・喉がよく潤いて痛い、ほこりが多くて咳がよくでる ・洗面所が遠いので行けない ・義歯を外した姿を他人に見られたくないので、入れたまま歯磨きをしている ・災害後一度も義歯を外していない 等
3	1か月 ～6か月	・口腔ケア ・口腔機能向上支援の継続	・震災前は歯ブラシ・歯間ブラシで手入れをしていたが、災害後はする意欲がなくなった ・応急仮設住宅がかりつけの歯科医院から遠いので通院できなかった ・子どものむし歯は気になるが歯科診療所が遠い ・お弁当の冷たい揚げ物などが固くて食べられない等
	6か月～	・継続した歯科健康相談・健康教育等	・地元の歯科診療所の診療が開始されたが、医療費のことが心配でなかなか受診できない ・応急仮設住宅からの交通機関が不便で、かかりつけだった歯科医院の受診は難しい ・予防は大切と思うが、今後の事が心配で歯を磨く意欲がなくなった 等

全国保健師長会
災害時の保健活動
推進マニュアル
(令和2年3月)
P58

図20 歯科保健活動のポイント

- ・個別・集団
- ・ライフステージ



全国保健師長会
災害時の保健活動
推進マニュアル
(令和2年3月)
P59

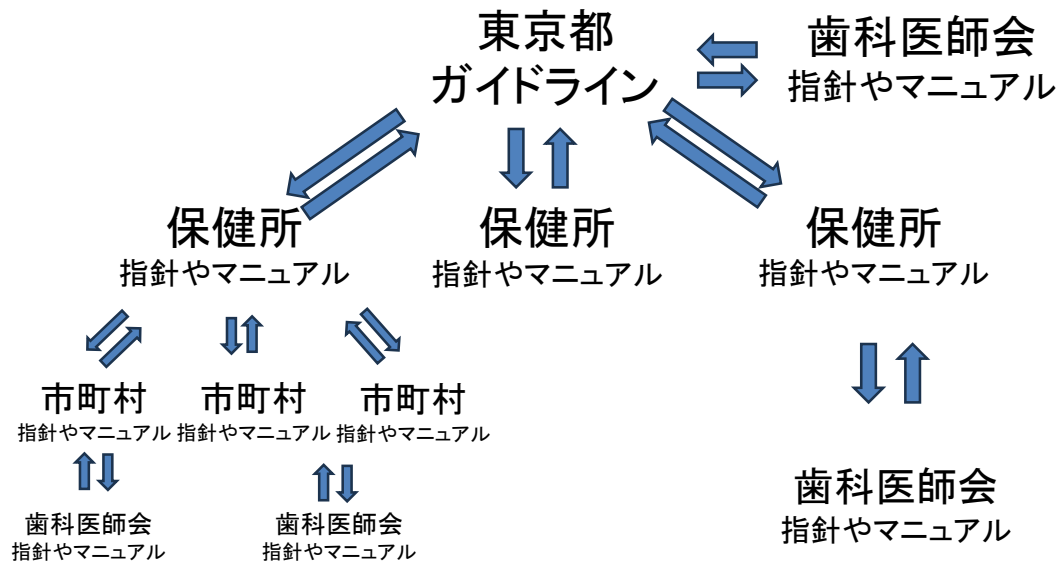
II 各期における保健活動の概要(風水害・噴火災害編)【表6】

地域/ニーズ	避難勧告等発令時 準備体制の確立		フェーズ0 初期体制の確立 (概ね災害発生後24時間以内) 災害モードへの切り替え	フェーズ1 緊急対策 一生命・安全の確保 (概ね災害発生後72時間以内)
	医療	要援護者の避難・停電・雨音による情報伝達困難	◎避難情報の発令 ◎避難準備・高齢者等避難開始 ◎避難勧告、避難指示(緊急)	◎医療機能の低下 (治療、術後ケア、従事者、医薬品)
保健	◎避難所の設置・運営 ◎低体温症	◎従事者の帰宅困難	◎生活環境の悪化	◎感染症の流行 ◎熱中症 ◎歯科・口腔衛生 ◎メンタルヘルス
福祉	◎避難行動要支援者の避難	◎従事者の帰宅困難	◎孤立者の安全確保	◎サービスの低下(施設・従事者)
保健医療活動チーム等の例			◎DMAT(医療への被害程度によるは派遣無)	◎DHEAT ◎DPAT ◎JMAT ◎その他の医療チーム

フェーズ2 緊急対策 —生活の安定— (避難所対策が中心の時期)

フェーズ2 緊急対策 —生活の安定— (避難所対策が中心の時期)	フェーズ3 緊急対策 —生活の安定— (避難所から概ね仮設住宅入居までの期間)	フェーズ4 復興・復興対策 —人生の再建・地域の再建— (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期)	フェーズ5-1 復興支援期・前期 —復興住宅に移行するまで— (コミュニティの再構築と地域との融合)	フェーズ5-2 復興支援期・後期 —新たなまちづくり—
◎避難所の利用者・退出者の増加・ニーズの顕在化 ◎地域医療への移行 ◎巡回診療	◎避難者の移動・帰宅困難な避難者 ◎医療機能の回復	◎復興医療活動チームの配置・調整・会議開催 ◎孤立	◎復興支援期・前期 ◎復興住宅に移行するまで	◎復興支援期・後期 ◎新たなまちづくり
◎食生活・栄養の確保 ◎生活不安定 ◎慢性疾患の持続	◎メンタルヘルス ◎孤立	◎保健医療活動チームの活動終了	◎コミュニティの再構築と地域との融合	
◎福祉避難所の運営 ◎サービス調整				
・保健師等チーム ・JDA-DAT	・こころのケアチーム ・JRA ・JDAT	・保健師等チーム ・こころのケアチーム		

連携？整合性



作成した後の訓練

- 作成後には、訓練で実働してみて、すり合わせ、見なおし続けていくことが必要
- 担当者・関係者も交替・変化していくため、できれば年に1回は災害時の歯科について話し合う場があるのが好ましい

災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に 必要な内容と参考事例

- 国全体での動向
- 過去の作成例
- 内容の参考例
- その他

自治体における災害時の
歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001660260.pdf>

令和5年3月
(令和8年1月改定追補版)

令和4年度 厚生労働行政推進課産事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「自治体における災害時の歯科保健医療支援のための活動指針作成に向けた研究」

研究代表者：中久木 謙一

I 災害時の歯科保健医療の概要

1. 災害時の歯科保健医療支援活動の必要性
2. 災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割
3. 災害で生じる歯科保健医療の問題
4. 災害時の歯科保健医療活動とその目的

II 保健医療における災害時期(フェーズ)ごとの、歯科保健医療ニーズと対応

1. 歯科保健医療ニーズの把握
2. フェーズに応じた歯科保健医療支援
3. 外部の歯科関係組織からの支援の検討
4. JDAT(日本災害歯科支援チーム, Japan Dental Alliance Team)
5. 自治体の対応

III 自治体における災害時歯科の体制整備と活動時の調整(次頁)

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方
令和8年(2026年)1月改定追補版

III 自治体における災害時歯科の体制整備と活動時の調整

1. 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について
 - (1)災害時歯科保健医療体制の整備と、災害時歯科保健医療活動の総合調整をする者(災害歯科コーディネーター)の配置
 - (2)災害時歯科保健医療活動に関わる計画、マニュアル、協定等の整備
 - ①地域防災計画、医療計画等に関わる災害時歯科保健医療活動の整備
 - ②災害時歯科保健医療活動に関わるマニュアル等の整備
 - ③災害時歯科保健医療活動に関わる関係組織との協定の締結
 - (3)災害時歯科保健医療に関わる研修及び訓練の実施
 - (4)災害時の保健医療福祉調整会議等への参画
 - (5)災害時の口腔衛生に関わる普及啓発

2. 災害時における歯科保健医療活動の実施について
 - (1)災害時歯科保健医療活動における他の保健医療福祉活動チームとの連携
 - (2)災害時の歯科保健医療体制に関わる情報の収集及び連携
 - ①保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画
 - ②歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整
 - (3)災害時歯科保健医療活動の実施
 - ①歯科保健医療活動チーム(JDAT等)の派遣調整
 - ②歯科保健医療活動チーム(JDAT等)の活動
 - ③災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携
 - ④災害時歯科保健医療活動に関わる受援(図B)
 - ⑤地域歯科保健活動への移行

災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
初期対応の体制	緊急対策 - 生命・安全の確保 - - 避難所対策を中心とする時期	応急対策 - 生活の安定 -	応急対策 - 生活の安定 -	応急対策 - 生活の安定 -	応急対策 - 生活の安定 -
歯科ニーズ	初期対応後24時間以内 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安	被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安	被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安	被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安	被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安 被災者や被災者家族の不安
都道府県 主管課	保健医療関係本部(保健所)の災害時歯科保健医療コーディネーター等の歯科保健医療関係者の把握 被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	保健医療関係本部(保健所)の災害時歯科保健医療コーディネーター等の災害時歯科保健医療関係者の把握 被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	保健医療関係本部(保健所)の災害時歯科保健医療コーディネーター等の災害時歯科保健医療関係者の把握 被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	保健医療関係本部(保健所)の災害時歯科保健医療コーディネーター等の災害時歯科保健医療関係者の把握 被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	保健医療関係本部(保健所)の災害時歯科保健医療コーディネーター等の災害時歯科保健医療関係者の把握 被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)
保健所	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)
市町村	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)	被災者や被災者家族への連絡、情報共有 被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) 被災者や被災者家族への連絡、情報共有(各課との役割、問合せ窓口の確認等)

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業(22IA2006)「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方

東京都 保健医療局
健康づくり・保健政策 医療政策 感染症対策 食品・医薬品の安全 生活環境の衛生・動物愛護 保健・医療を支える体制づくり

保健医療局の分野別 福祉局の分野別 組織情報 採用情報 届け出・申請 計画・審議会 お知らせ

保健医療局トップ > 医療政策 > 医療・保健施策 > 東京都の歯科保健対策 > 資料・報告書 > 災害時歯科医療救護活動ガイドライン

障害者歯科医療の推進に向けた調査報告書 災害時歯科医療救護活動ガイドライン

災害時歯科医療救護活動ガイドライン

更新日：2025年6月30日

「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」(平成29年12月策定)を改定し、**令和7年3月**に災害時歯科医療救護活動ガイドラインを策定しました。

災害時歯科保健医療活動ガイドライン

お問い合わせ
医療政策部医療政策課 歯科医療担当
電話 03-5320-4433

記事ID：115-001-20240726-005236

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/shikahoken/shiryo/saigaijigaidorain

災害時歯科保健医療活動ガイドライン

令和7年3月
東京都保健医療局

第1章 東京都における災害時医療体制の 基本事項 P1～

第2章 災害時**歯科**保健医療活動 P48～

第1章 東京都における災害時医療体制 の基本事項

第2章 災害時歯科保健医療活動

第1節 災害時歯科保健医療活動の基本的な 考え方 48

- 1 第2章の位置付け
- 2 自治体の責務
- 3 災害時歯科保健医療の必要性

第2節 災害時歯科保健医療活動とは 49

- 1 災害時の歯科の役割
- 2 応急歯科診療の概要
- 3 口腔健康管理の概要

第3節 JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本 災害歯科支援チーム) 53

- 1 概要
- 2 災害時歯科保健医療活動に関する学習

第4節 歯科医療救護班の活動 55

- 1 歯科医療救護班の役割
- 2 フェーズによる活動内容

第5節 情報の収集・集約 58

- 1 情報の収集・集約の必要性 58
- 2 発災時から超急性期・急性期までの情報収集・
集約 59
- 3 亜急性期以降の情報収集・集約 60

第6節 歯科医療活動 61

- 1 発災時から超急性期・急性期までの基本的な
対応方針 61
- 2 亜急性期以降の基本的な対応方針 62

第7節 歯科保健活動 62

- 1 災害時における口腔ケアの必要性 63
- 2 口腔ケアのための巡回活動 64
- 3 口腔ケアのための巡回活動に必要な書類 65
- 4 口腔ケアのための歯科保健指導の実際 66

第8節 平常時における災害時歯科保健医療体制 の構築 67

- 1 平常時における災害時歯科保健医療体制構築
の必要性 67
- 2 関係団体との情報通信手段の確認 69
- 3 マニュアル・アクションカードの作成 69
- 4 口腔衛生用品の備蓄 69
- 5 関係団体との協議 70
- 6 訓練・研修の実施 70
- 7 地域住民への普及啓発 70

第9節 身元確認作業 74

- 1 身元確認作業の流れ 74

The screenshot shows the official website of the Tokyo Metropolitan Bureau of Public Health. The main heading is 「市町村災害時保健活動ガイドライン ～保健師の活動を中心に～」 (Municipal Disaster Dental Care Guidelines ~ Centered on the Activities of Public Health Workers ~). It includes a sub-heading 「平成27・28年度 課題別地域保健医療推進プラン 市町村の災害時保健活動体制整備支援事業 ～保健師の活動を中心に～」 (Heisei 27-28 Fiscal Year, Issue-based Regional Public Health and Medical Promotion Plan, Municipal Disaster Dental Care System Improvement Support Project ~ Centered on the Activities of Public Health Workers ~). The page is dated December 16, 2025. A sidebar on the right lists related information such as the West Multi-district Dental Care Network and the West Multi-district Dental Care Association.

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/nisitama/tiiki/kadaibetu_plan/saigaiguide_line_phn

This screenshot is a zoomed-in view of the same website page, focusing on the table of contents. Red boxes highlight the following links: 「表IV-3 フェーズ別保健活動一覧」 (Table IV-3: Overview of Dental Care Activities by Phase), 「3 歯科口腔保健のポイント」 (3. Key Points for Dental and Oral Care), and 「別冊『マニュアル作成ワークシート』」 (Separate Manual Creation Worksheet).

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/nisitama/tiiki/kadaibetu_plan/saigaiguide_line_phn

3 歯科口腔保健のポイント

災害時の歯科口腔保健活動を行う場合、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士）の関与が不可欠ですが、歯科専門職が常勤職員として採用されている市町村は少ないことから、歯科医師会・歯科衛生士会など外部の関連団体との連携体制の構築が重要となります。災害時の主な活動内容として、発災直後は緊急の歯科医療ニーズに対する対応が、避難所・二次（福祉）避難所が開設されてからは口腔衛生に関する支援が必要となります。

（1）歯科医療ニーズへの対応

- ア フェーズ0
- ・顎骨の骨折、顎顔面の外傷、歯の破折・脱臼、口腔粘膜の裂傷など、緊急に歯科医療を必要とする住民ニーズを把握します。
 - ・地域において口腔外科に対応できる歯科医療機関（主に病院歯科）は限定されることから、急性期の歯科医療需要を検討し、応援が必要な場合には、歯科医療救護チームの派遣を、災害医療コーディネーターを通じて都に要請します。
- イ フェーズ1～
- ・むし歯や歯周病の急性増悪のほか、入れ歯の紛失・不具合など、一般的な歯科医療を必要とする住民ニーズを把握します。
 - ・（歯科医師会を通じて）歯科医療機関の被災状況を把握します。
- ウ フェーズ2～
- ・一般的な歯科医療に対する住民ニーズと歯科医療機関の復旧・再開状況を勘案し、避難所・二次（福祉）避難所における巡回歯科診療の必要性を判断します。
 - ・巡回歯科診療が必要ない場合には、近隣の診療を再開した歯科医療機関を紹介しします。
- エ フェーズ3～
- ・大規模災害の場合を除いて、通常は地域の歯科医療機関が診療を再開してきていることから、避難所・二次（福祉）避難所における巡回歯科診療の継続・終了を判断します。

（2）歯科口腔保健に関する情報収集・分析（フェーズ0～）

- ア フェーズ0
- ・歯科医師会や保健所（歯科保健担当等）との連絡体制を確保します。
- イ フェーズ1～
- ・避難所・二次（福祉）避難所における保健活動を通じて、食事に関する問題、口腔ケアのニーズなどを把握します（「個別相談票」【様式3①】（P.114）を活用）。

（3）歯科衛生用品の受入れ・配布調整

- ア フェーズ0
- ・歯ブラシや歯磨剤など、市町村保健センターにある口腔衛生用品を確認・確保します。
- イ フェーズ0-1
- ・口腔衛生用品が不足する場合は、歯科医師会や歯科医療機関に連絡して提供を依頼します。
- ウ フェーズ2～
- ・支援物資が届き始めるため、支援物資を整理し、避難所・二次（福祉）避難所における避難者数や年齢構成、ライフラインの状況などを考慮しながら、必要な口腔衛生用品を配布します。

支援物資として届く口腔衛生用品は、保健センターに置いてある口腔衛生用品と比べて種類や数が多くなることから、支援物資の整理と配布に際しては、専門的知識を持つ職員（歯科衛生士）を配置することが望ましいです。

（4）歯科保健相談・指導

- ア フェーズ2～
- ・『個別相談票』等で把握された歯科口腔保健の住民ニーズを基に、歯科医師・歯科衛生士などによる口腔衛生指導および相談を開始します。
 - ・口腔衛生指導および相談の際、入れ歯の紛失など歯科医療が必要と判断される場合は、近隣の診療を再開した歯科医療機関もしくは巡回歯科診療へつなげます。
 - ・子供や保護者に対してはむし歯予防を目的に、高齢者に対しては誤嚥性肺炎の予防を目的に、口腔ケアの必要性について啓発します。
 - ・特に、誤嚥性肺炎については、震災関連死の原因となることから、重点的に口腔ケアに関する啓発や指導を行います。
 - ・入れ歯の紛失などによる摂食困難者や要配慮者への対応をします。

（5）避難所・二次（福祉）避難所における口腔保健活動

- ア フェーズ0-1
- ・歯ブラシや歯磨剤など、避難者に必要な口腔衛生用品の配布を開始します。
 - ・水がない状況での歯みがきの方法など、口腔衛生に関する情報をチラシやポスター等で避難所・二次（福祉）避難所内に掲示します。
- イ フェーズ2
- ・『個別相談票』等で把握された歯科口腔保健の住民ニーズを基に、歯科医師・歯科衛生士等による口腔衛生指導および相談を開始します。
- ウ フェーズ3～
- ・避難所・二次（福祉）避難所が閉鎖されるまでは、口腔衛生（誤嚥性肺炎予防）に関する啓発のほか、口腔衛生指導および相談を継続します。

（6）歯科医師・歯科衛生士の派遣要請・受入れ調整

- ア フェーズ1～
- ・避難所・二次（福祉）避難所、仮設住宅などで巡回歯科診療や口腔保健指導を行うため、歯科医師会に対して、歯科医師・歯科衛生士の派遣を要請します。また、必要に応じ、都を通じて他道府県の歯科医師会にも歯科医師・歯科衛生士の派遣を要請します。
 - ・他道府県の歯科医師会から巡回歯科診療の支援を受けると、歯科診療車による支援の申し出がある場合があります。その場合は、歯科診療車の受入れや移動診療先について調整します。

（7）身元不明遺体の確認

大規模災害では多くの死傷者が発生しますが、死亡の状況によっては身元不明遺体が発生します。遺体の収容場所は避難所・二次（福祉）避難所とは別の場所に設置され、歯牙による身元不明遺体の確認作業も警察歯科医と警察が協力して行うため、歯科口腔保健活動に従事する職員が直接関与することはありません。

しかしながら、歯科口腔保健では、歯科医療機関（歯科医師会）と連携して、避難所・二次（福祉）避難所における支援活動を実施する必要があることを考慮すると、身元確認作業に従事する歯科医師・歯科衛生士の人員体制などについては把握しておくことが望まれます。

第四章 災害時の保健活動とは 表IV-3 フェーズ別保健活動一覧(Excel)

【表IV-3②】フェーズ0-4の保健活動一覧（東災・歯科）

(注)活動の小項目は開始時に記載。終了時点については示していない。

フェーズ	フェーズ0 (発生直後)	フェーズ1 (超急性期)	フェーズ2 (急性期)	フェーズ3 (亜急性期)	フェーズ4 (慢性期)	フェーズ5 (中長期)	
活動のフェーズ	発生～4時間	6～72時間	72時間～1週間程度	1週間～1か月程度	1か月～3か月程度	3か月以降	
主な活動	○東京JDATの活動 ○災害医療コーディネーター参画 ○災害対策要員の配置	○主に日本DMATによる実地活動 ○被災地広域連携等 歯科医療連携 実地研修の派遣 ○緊急災害医療隊の配置 ○避難所医療支援所 災害時活動拠点 災害センターの設置		○主に派遣要員の災害支援活動による実地活動			
保健活動フェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4		
災害発生後24時間以内	災害発生後72時間以内	(フェーズの変化は状況に応じて判断する)			復興・復興対策期		
活動体制の確立	緊急対策期 ～生命・安全の確保～	応急対策期～生活の安定～ (避難所対策が中心)	応急対策期～生活の安定～ (避難所から次の住まいへ)	復興・復興対策期 (仮設対策、地域の再建)			
歯科口腔保健の活動	(歯科医療ニーズへの対応) ・口腔機能維持への対応 ・歯科医師会・保健師等との連絡調整 ・歯科衛生用品の配布・配布調整 ・保健センター等における口腔衛生用品 (歯ブラシ、歯磨料等)の確保・配布 ・不足する口腔衛生用品の提供を歯科医師会等に依頼 ・歯科保健相談・指導 ・歯科保健相談の実施 ・入れ歯の紛失や直し等 歯肉炎の悪化による疼痛困難者 要配慮者への対応 (特に高齢者・子ども) ・避難所での活動 ・口腔衛生用品の配布 ・チャレンジスター等による普及啓発 (水が少なく環境での歯磨き方法等) ・口腔ケアのニーズ把握 ・災害歯科保健指導の実施 ・保護 (派遣歯科医師・歯科衛生士の受け入れ調整) ・歯科診療車の受け入れ・移動診療先の調整	・一般的な歯科医療への対応(むし歯の急性増悪等) ・(必要に応じて)派遣歯科診療を実施	・歯科保健相談・指導 ・歯科保健相談の実施 ・入れ歯の紛失や直し等 歯肉炎の悪化による疼痛困難者 要配慮者への対応 (特に高齢者・子ども) ・避難所での活動	・歯科保健相談・指導 ・歯科保健相談の実施 ・入れ歯の紛失や直し等 歯肉炎の悪化による疼痛困難者 要配慮者への対応 (特に高齢者・子ども) ・避難所での活動			

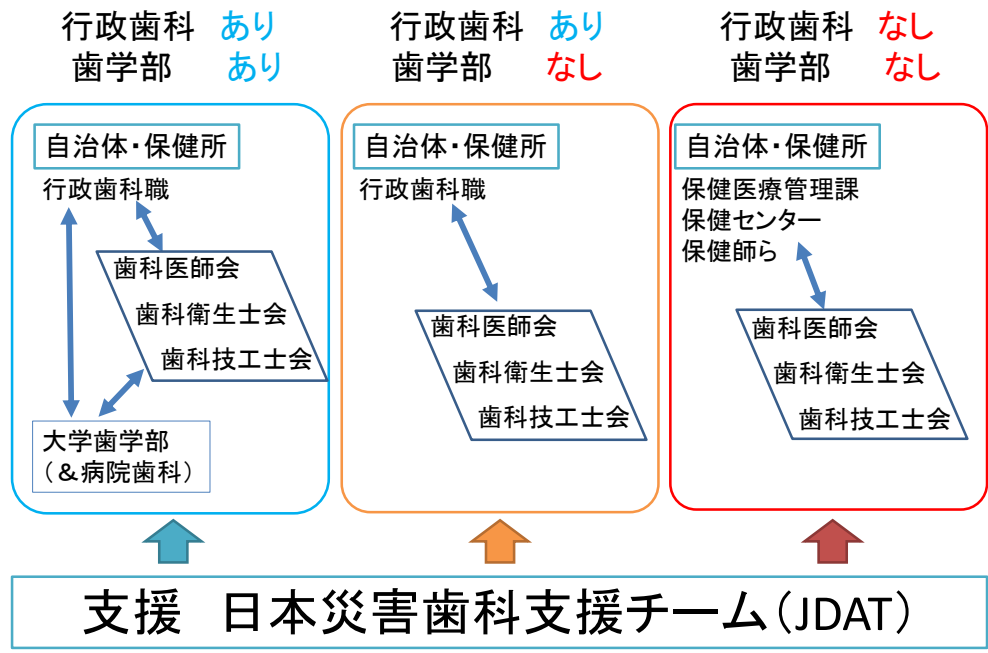
災害時歯科保健医療活動ガイドライン等に
必要な内容と参考事例

- 国全体での動向
- 過去の作成例
- 内容の参考例
- その他

その他

- 災害歯科保健医療連絡協議会
- 災害医療コーディネーター(歯科)
- 連絡調整員

被災自治体における歯科保健医療支援

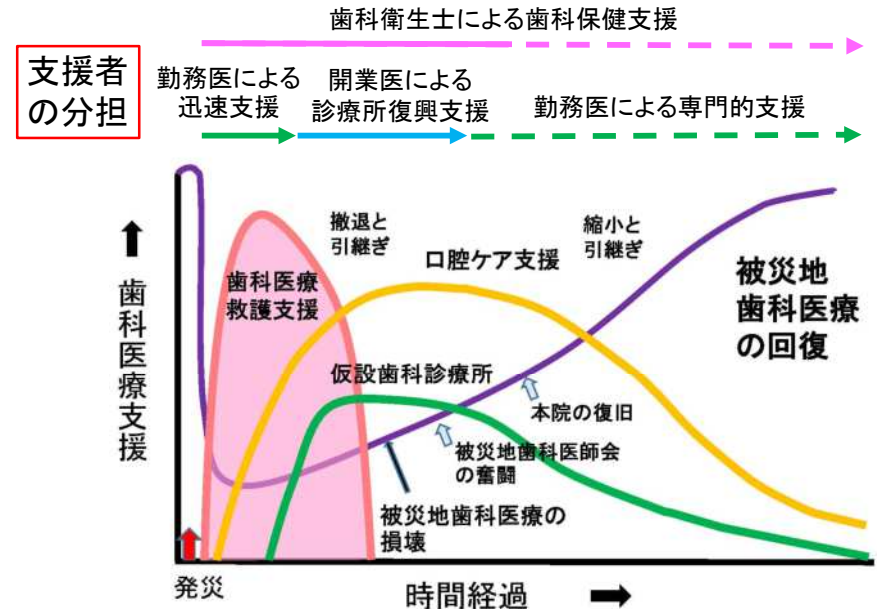


歯科における連携（役割分担）

行政歯科職(被災地)	マネジメント
歯科医師会(被災地)	診療所の復旧を優先したうえで、地域へのマネジメント
大学歯学部 (& 病院歯科)	迅速対応と歯科医療救護
派遣歯科専門職 & 歯科衛生士会	避難所等地域における歯科保健医療支援活動の実働
歯科衛生士会 & 大学歯学部	中長期的対応

災害歯科保健医療標準テキスト, P76, 一世出版, 2021

支援内容の時間経過と、支援者における分担



大黒英貴, 災害歯科医学, P58, 医歯薬出版, 2018 より改変

日本災害歯科保健医療連絡協議会

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/#sec00>

「日本災害歯科保健医療連絡協議会」について（趣旨）

災害歯科保健医療連絡協議会は平成27年4月15日、歯科関係団体同士の連携や共通化を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の情報集約や共有を促し、有事の連携調整を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を迅速に効率よく行うためです。

歯科医師会、行政、大学、歯科衛生士、歯科技工士、企業等の歯科関係団体が参加を交えて構成しており、目的達成に向けて協議を重ねています。

令和4年8月に「日本災害歯科保健医療連絡協議会」へと名称変更するとともに、改正を行いました。

「日本災害歯科保健医療連絡協議会」構成団体

- 公益社団法人 日本歯科医師会
- 都道府県歯科医師会（全47地区歯科医師会）
- 日本歯科医学会
- 一般社団法人 日本私立歯科大学協会
- 国公立大学歯学部長、歯学部附属院長会議
- 一般社団法人 全国医学部別附属歯科口腔外科科長会議
- 日本病院歯科口腔外科協議会
- 公益社団法人 日本歯科衛生士会
- 公益社団法人 日本歯科技工士会
- 全国行政歯科技術職連絡会
- 一般社団法人 日本歯科商工協会

オブザーバー：内閣府、厚生労働省、防衛省、日本医師会、ほか

日本災害歯科保健医療連絡協議会規約

日本災害歯科保健医療連絡協議会規約（2025年3月）

日本災害歯科保健医療連絡協議会規約

- (名称)
- 第1条 本会は、日本災害歯科保健医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。
- (目的)
- 第2条 連絡協議会は、大規模災害時における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、JDAT（日本災害歯科支援チーム）による避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。
- (事業)
- 第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 災害時における関係行政・医療関係職種・団体の対外的な窓口
 - (2) 災害時の各団体との連携、派遣調整
 - (3) センター機能としての情報の把握・整理・提供
 - (4) 避難所等標準口腔アセスメント票の統一版の作成・周知
 - (5) 人材育成、情報共有のための仕組みの構築
 - (6) 各団体登録者リストの収集・管理
 - (7) PR・広告
 - (8) 連絡協議会の行動指針の策定・改訂
 - (9) 平時における関係行政・医療関係職種・団体との連携
 - (10) 研修・訓練の開催
 - (11) その他連絡協議会の目的達成のために必要な事業
- (構成)
- 第4条 連絡協議会は次に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。
- (1) 公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）

〇〇県災害歯科保健医療連絡協議会規則案（ひな形2）※2025年3月改訂

- (名称)
- 第1条 本会は〇〇県災害歯科保健医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。
- (目的)
- 第2条 連絡協議会は、日本災害歯科保健医療連絡協議会との連携の下、大規模災害時等における体制の確立に向けて歯科関係団体同士が有機的に連携して認識の共有を図り、もって各団体が共通認識の下に、JDAT（日本災害歯科支援チーム）による避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を迅速に効率よく行うことを目的とする。
- (事業)
- 第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 災害時における関係行政・医療関係職種・団体の対外的な窓口
 - (2) 災害時の各団体との連携、派遣調整
 - (3) センター機能としての情報の把握・整理・提供
 - (4) 避難所等標準口腔アセスメント票の統一版の作成・周知
 - (5) 人材育成、情報共有のための仕組みの構築
 - (6) 各団体登録者リストの収集・管理
 - (7) PR・広告
 - (8) 連絡協議会の行動指針の策定・改訂
 - (9) 平時における関係行政・医療関係職種・団体との連携
 - (10) 研修・訓練の開催
 - (11) その他連絡協議会の目的達成のために必要な事業

(構成)

- 第4条 連絡協議会は、次に掲げる団体（以下「構成団体」という。）を以て組織する。
- (1) 〇〇県歯科医師会
 - (2) 〇〇県内各地区歯科医師会
 - (3) 〇〇県衛生主官部（局）
 - (4) 〇〇大学歯学部もしくは〇〇大学医学部歯科口腔外科
 - (5) 〇〇県病院歯科医会・日本病院歯科口腔外科協議会〇〇県支部
 - (6) 〇〇県歯科衛生士会
 - (7) PR・広告
 - (8) 〇〇県歯科技工士会
 - (9) 〇〇歯科用品協同組合
 - (9) その他連絡協議会が必要と認める団体

都道府県版
参考案

各都道府県における災害医療コーディネーター(DMC)任命状況 (R3年度)

	都道府県DMC 任命者数 (a) ※1	地域DMC 任命者数 (b) ※2	都道府県DMC と地域DMC 兼任者数 (c)	DMC総任命者数 (a+b-c)		都道府県DMC 任命者数 (a) ※1	地域DMC 任命者数 (b) ※2	都道府県DMC と地域DMC 兼任者数 (c)	DMC総任命者数 (a+b-c)
北海道	34	45	21	58	滋賀県	135	135	135	135
青森県	7	27	0	34	京都府	8	34	0	42
岩手県	5	42	1	46	大阪府	118	0	0	118
宮城県	12	17	0	29	兵庫県	19	118	19	118
秋田県	6	21	0	27	奈良県	8	0	0	8
山形県	1	30	0	31	和歌山県	3	1	0	20
福島県	9	6	0	15	鳥取県	10	24	0	34
茨城県	5	29	1	35	徳島県	18	0	0	18
栃木県	1	14	0	15	岡山県	29	29	29	29
群馬県	1	27	0	28	広島県	6	60	3	63
埼玉県	5	63	1	67	山口県	11	15	5	21
千葉県	11	53	4	60	徳島県	34	43	0	77
東京都	27	0	0	27	香川県	22	22	22	22
神奈川県	9	24	0	33	愛媛県	19	0	0	19
新潟県	1	10	0	11	高知県	3	19	0	22
富山県	22	0	0	22	福岡県	51	51	51	51
石川県	15	15	15	15	佐賀県	21	2	2	20
福井県	31	0	0	31	長崎県	16	15	3	28
山梨県	15	0	0	15	熊本県	16	28	0	44
長野県	14	38	1	53	大分県	24	0	0	24
岐阜県	9	89	2	96	宮崎県	16	18	0	34
静岡県	0	17	0	17	鹿児島県	11	0	0	11
愛知県	7	31	0	38	沖縄県	7	12	0	19
三重県	4	42	0	46	全国	857	1361	315	1903

歯科 8県

2025年12月現在

(日本歯科医師会調査)

※1 都道府県DMC任命者数、※2 地域DMC任命者数、※3 都道府県DMCと地域DMC兼任者数、※4 DMC総任命者数

○ 災害歯科保健医療対策

- ▼ JDAT (日本災害歯科支援チーム) ▼ JDATロゴマーク
- ▼ 災害歯科保健医療eラーニング ▼ JDAT標準研修会
- ▼ JDATアドバンス研修会 ▼ 日本災害歯科保健医療連絡協議会
- ▼ 日本歯科医師会の災害対策 ▼ 計画・規程等
- ▼ 災害時の歯科保健医療、身元確認に関する根拠法等 ▼ 都道府県歯科医師会が締結している協定等
- ▼ アクションカード・アセスメント票 ▼ 避難所掲示・配布用ポスター等
- ▼ これまでの災害対応<時系列> ▼ 災害歯科コーディネーター研修会
- ▼ 災害歯科保健医療・身元確認関連書籍 ▼ 日歯HP 関連情報

● JDAT (日本災害歯科支援チーム)

JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門家により行われる、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援することを目的として、令和4年(2022年)3月27日に日本災害歯科保健医療連絡協議会が創設されました。

全国の歯医者さん検索

テーマパーク8020

日歯8020 (ハチマルニイマル) テレビ

歯のみがき方を探そう!

よ坊さん



厚生労働省補助金 災害医療チーム等養成支援事業
研修会(2025年度現在)赤字は2024年度から

JDATロジスティクス研修会(計画中)

- 各構成団体におけるJDAT事務局が主な対象
- 2024年度にはロジスティクス基礎研修会をオンライン開催

JDATアドバンス研修会(2020年度~)

- 対象は各構成団体よりの推薦者
- 東京にて年3回(地域別)、実地
- 事前動画・事前課題あり、当日は意見交換が主体

JDAT標準研修会(2018年度~(旧:体制研修会))

- eラーニング(標準編1時間)による事前研修あり
- 基本は地域開催(主催:各構成団体及び傘下団体)、対象は主催者で設定可
- 日本歯科医師会開催はオンラインにて年1回、対象は各構成団体の推薦者

JDAT基礎研修会(2024年度~)

- eラーニングのみ(基礎編2時間30分)
- どなたでも、いつでも、もちろん無料!
- PDFにて修了証発行

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

○ 災害歯科保健医療対策

- ▼ JDAT (日本災害歯科支援チーム) ▼ JDATロゴマーク
- ▼ 災害歯科保健医療eラーニング ▼ JDAT標準研修会
- ▼ JDATアドバンス研修会 ▼ 日本災害歯科保健医療連絡協議会
- ▼ 日本歯科医師会の災害対策 ▼ 計画・規程等
- ▼ 災害時の歯科保健医療、身元確認に関する根拠法等 ▼ 都道府県歯科医師会が締結している協定等
- ▼ アクションカード・アセスメント票 ▼ 避難所掲示・配布用ポスター等
- ▼ これまでの災害対応<時系列> ▼ 災害歯科コーディネーター研修会
- ▼ 災害歯科保健医療・身元確認関連書籍 ▼ 日歯HP 関連情報

災害歯科保健医療対策

災害歯科保健医療対策

全国の歯医者さん

● 災害歯科保健医療eラーニング

基礎編の受講・研修登録はこちらから

標準編の受講・研修登録はこちらから
※基礎編修了後の受講を推奨します

☑ 研修受講に当たっての注意事項(基礎編)

☑ 研修受講に当たっての注意事項(標準編)

※必ず注意事項及び下記実施要領を読んでから研修登録を行うこと。
※基礎編と標準編の両方を受講する場合はそれぞれ研修登録が必要となる。

約2時間30分

約60分

<https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/>

大規模災害時の歯科保健医療活動
 ～口腔機能からの健康維持～

災害時には歯科保健医療活動の重要性はますます高まっていますが、災害発生時の歯科保健医療活動は、被災者の健康維持と生活の安定に大きく貢献しています。

災害時の歯科保健医療のチェックポイント

- 災害時に備えること
- 必要な役割
- 被災後の時間経過と地域歯科支援の推移

災害時のために歯科がしておくべきこと

- 住民
- 行政
- 歯科
- 介護・福祉
- 保健医療者

大規模災害時には「食べる」支援の連携が必要です

歯科保健医療者も、「食べる」支援にも貢献することが必要です。

災害時に歯科がすべきこと

1 災害時地域歯科保健医療体制への支援

2 被災者への食生活支援

3 被災者への口腔ケア

4 被災者への栄養支援

5 被災者への口腔ケア

6 被災者への栄養支援

7 被災者への口腔ケア

8 被災者への栄養支援

9 被災者への口腔ケア

10 被災者への栄養支援

月刊nico 2018年8月号

歯科の災害保健医療支援

大規模災害が起こったとき、被災地で保健医療支援活動を行うのは、歯科の専門家だけでなく、歯科保健医療者も、歯と口腔の専門家被災者のかたへの健康を支えています。

一口に歯と口腔の専門家被災者のかたへの健康を支えています。一口に歯と口腔の専門家被災者のかたへの健康を支えています。

一口に歯と口腔の専門家被災者のかたへの健康を支えています。一口に歯と口腔の専門家被災者のかたへの健康を支えています。

避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】

真島 裕代 | 解説

健康 | ニュース | 2024.11.28 9:00

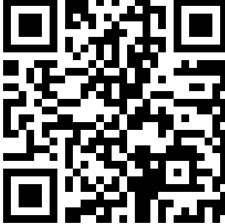
避難生活が招く「震災関連死リスク」を減らす「口腔ケア」とは？【歯科医が解説】

ダイヤモンド・オンライン 2024.11.28 <https://diamond.jp/articles/-/353929>

被災地での水不足が健康リスクを高める

避難所での生活がフレイル(虚弱)を加速させる

被災時にも活躍するオーラルケア用品



能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続

寄稿 中久木 康一, 長谷 剛志

2025.04.08 医学界新聞:第3572号より

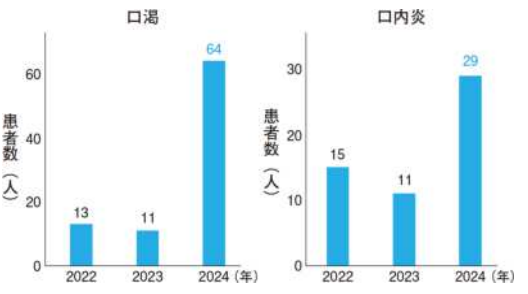
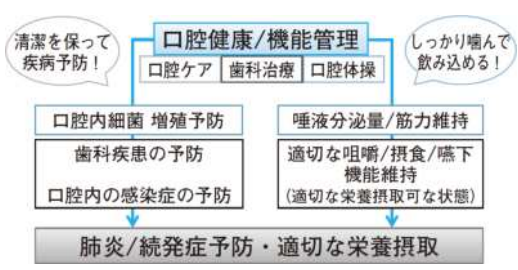


図1 災害時の口腔健康管理/口腔機能管理

図2 能登半島地震後に増加した口腔の主訴 公立能登総合病院歯科口腔外科における1月1日~2月29日の2か月間の受診数。

【寄稿】能登半島地震による被災者の口腔への影響と、地域で連携した「食べる」支援の継続
2025.04.08 医学界新聞:第3572号, https://www.igaku-shoin.co.jp/paper/archive/y2025/3572_05



ライオン歯科材 Dent. File vol.57, 2025May, P9-10 歯科の新常識「災害時の歯科活動」
許可をいただき転載: 日本災害時公衆衛生歯科研究会 > ポスター・パンフレット等
<https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>



50代の女性を応援するフリーマガジン「めりいさん」 <https://merry.inc/>
2025年6月10日号(歯と口の健康週間に関する特集)
許可をいただき転載: 日本災害時公衆衛生歯科研究会 > ポスター・パンフレット等
<https://jsdphd.umin.jp/forcitizens.html>

日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>

日本災害時公衆衛生歯科研究会
Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)

メーリングリスト
各種書式・パンフレット
研修媒体動画
研修会資料・動画

2015年6月15日発行
一世出版
A3判 2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係
jsdphd-admin@umin.net

